

令和8年第1回定例会

白子町議会会議録

令和8年 3月6日 開会

令和8年 3月19日 閉会

白子町議会

令和8年第1回白子町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月6日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期日程等の議会運営について	4
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○施政方針	6
○一般質問	13
前 田 充 浩 君	13
高 山 隆 一 君	20
大多和 正 之 君	27
市 川 隆 子 君	31
酒 井 良 信 君	44
○承認第1号～同意第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	50
○発議案第1号及び発議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	54
○議案第15号～議案第20号の一括上程、説明、質疑	56
○議案第1号～議案第8号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	68
○議案第9号～議案第14号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	78
○休会の件	92
○散会の宣告	93

第 2 号 (3月19日)

○議事日程	95
○本日の会議に付した事件	95
○出席議員	95
○欠席議員	95
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	95
○事務局職員出席者	96
○開議の宣告	97
○追加日程の件	97
○諸般の報告	97
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
○議案第15号～議案第20号の委員長報告、質疑、討論、採決	99
○閉会の宣告	107
○署名議員	109

令和 8 年第 1 回白子町議会定例会会議録

議 事 日 程（第 1 号）

令和 8 年 3 月 6 日（金）午前 10 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 施政方針
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和 7 年度白子町一般会計第 7 回歳入歳出補正予算）
- 日程第 8 同意第 1 号 白子町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 同意第 2 号 白子町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 10 発議案第 1 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 発議案第 2 号 白子町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 12 議案第 15 号 令和 8 年度白子町一般会計歳入歳出予算について
- 日程第 13 議案第 16 号 令和 8 年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 14 議案第 17 号 令和 8 年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 15 議案第 18 号 令和 8 年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 16 議案第 19 号 令和 8 年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 17 議案第 20 号 令和 8 年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 18 議案第 1 号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 2 号 白子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第 2 0 議案第 3 号 白子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
の制定について
- 日程第 2 1 議案第 4 号 白子町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 5 号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条
例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 6 号 白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 7 号 白子町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 8 号 白子町地域防災計画の改定について
- 日程第 2 6 議案第 9 号 令和 7 年度白子町一般会計第 8 回歳入歳出補正予算について
- 日程第 2 7 議案第 1 0 号 令和 7 年度白子町国民健康保険事業特別会計第 2 回歳入歳出補予
算について
- 日程第 2 8 議案第 1 1 号 令和 7 年度白子町後期高齢者事業特別会計第 2 回歳入歳出補正予
算について
- 日程第 2 9 議案第 1 2 号 令和 7 年度白子町介護保険事業特別会計第 3 回歳入歳出補正予算
について
- 日程第 3 0 議案第 1 3 号 令和 7 年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第 1 回歳入
歳出補正予算について
- 日程第 3 1 議案第 1 4 号 令和 7 年度白子町ガス事業特別会計第 3 回歳入歳出補正予算につ
いて
- 日程第 3 2 休会の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 2 まで議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番 大 塚 貴 充 君

3 番 秋 葉 広 行 君

5 番 長 島 誠 一 君

2 番 前 田 充 浩 君

4 番 高 山 隆 一 君

6 番 今 井 滋 則 君

7 番 大多和 正 夫 君

9 番 宗 島 理 仁 君

11 番 今 関 勝 巳 君

13 番 大多和 秀 一 君

8 番 梅 澤 哲 夫 君

10 番 酒 井 良 信 君

12 番 大多和 正 之 君

14 番 市 川 隆 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 緑 川 輝 男 君

総務課長 齊 藤 貴 人 君

税務課長 田 邊 健 治 君

産業課長 田 邊 治 幸 君

健康福祉課長 片 岡 秀 樹 君

住民課長 増 井 角 栄 君

会計管理者 三 橋 久美子 君

生涯学習課長 渡 邊 昭 君

教 育 長 太田和 晴 彦 君

企画財政課長 齊 藤 雄 君

建設課長 石 井 宏 樹 君

商工観光課長 北 田 和 弘 君

環境課長 金 坂 潤 一 君

ガス事業所長 緑 川 栄 治 君

教育課長補佐 長 嶋 裕 二 君

学校給食センター所長 緑 川 昌 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長 高 橋 庸 行

書 記 三 橋 諒 也

書 記 林 昌 弘

書 記 高 橋 聖 矢

書 記 長谷川 由 紀

書 記 鈴 木 貴 文

書 記 白 川 大 貴

書 記 代 市 光

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（宗島理仁君） これより令和8年第1回白子町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（宗島理仁君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（宗島理仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、13番大多和秀一君、14番市川隆子君を指名いたします。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（宗島理仁君） 日程第2、会期日程等の議会運営について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、今関勝巳君。

○議会運営委員長（今関勝巳君） 皆さん、おはようございます。

3月になり、春の訪れを感じさせる暖かなが続いています。来週には白子中学校と各小
学校の卒業式も予定されており、子供たちの門出を一緒にお祝いできることを楽しみにして
います。

さて、議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しい中ご参集いただき、誠にご苦労
さまでございます。

それでは、2月26日に開催されました議会運営委員会における協議の概要について報告い

たします。

まずは、今定例会に上程されます町長提出案件は、承認案件 1 件、同意案件 2 件、条例案件 7 件、計画案件 1 件、補正予算 6 件、当初予算 6 件の合計 23 件であります。議員発議は 21 件を予定しています。また、一般質問は 5 名の方から通告がありました。

なお、議案第 15 号から議案第 20 号までは、新年度当初予算に関する議案となりますので、しっかりとした審査、調査となりますよう議員各位にご配意いただき、執行部の皆さんも慎重審議ご協力くださいますようお願いいたします。

以上のことを踏まえ協議した結果、本定例会の会期は本日 3 月 6 日から 19 日までの 14 日間と決定いたしました。

議員各位におかれましては、この会期日程にご賛同いただき、円滑にして効果的な議会運営ができますよう、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

◎会期の決定

○議長（宗島理仁君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日 3 月 6 日から 3 月 19 日までの 14 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日 3 月 6 日から 3 月 19 日までの 14 日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（宗島理仁君） 日程第 4、諸般の報告を申し上げます。

議長の出席要求に対する出席者については、お手許に配布の文書によりご了承ください。

次に、監査委員から月例現金出納検査の結果報告がありました。お手許に配布の文書によ

りご了承ください。

これで諸般の報告を終わります。

◎施政方針

○議長（宗島理仁君） 日程第5、町長から施政方針の申出がありました。これを許します。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 皆さん、おはようございます。

2月中旬から暖かくなり、しらこ桜が例年より早く色鮮やかに咲き始め、3月1日開催しましたしらこ温泉祭りまでを心配しておりましたが、しらこ桜も満開で桜祭りも盛況であり、姉妹都市の長野県小谷村からも出店がありまして、多くの町民や来訪者を喜ばせていただいたところであります。

議員各位におかれましては、年度末を控えた公私ともご多忙の中、令和8年白子町第1回議会定例会にご参集いただき、ご苦労さまでございます。

本定例会の開催に当たり、町政運営に関する所信の一端を述べるとともに、町政運営の方針と施策の概要を説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと存じます。

昨年、多くの町民の皆様からご信任をいただき、町政のかじ取りを担うことになりました。山積する町の課題に対しまして、町民の皆様と対話を重ね、町民目線で寄り添いながら、職員一丸となって邁進してまいります。

世界的な物価高騰が続き、私たちの生活に多大な影響を与えていることから、町民の皆様が安心して暮らせるよう国の動向を注視し、きめ細やかな対応を心がけてまいります。

また、突然の衆議院議員総選挙も先月行われましたが、国には地方に対してもっと真剣に目を向け、温かい支援を望みます。

さて、本定例会には令和8年度一般会計歳入歳出予算案及び5事業特別会計歳入歳出予算案をはじめ、同意人事案件、補正予算案、条例制定案、地域防災計画の改定などを提案させていただきました。

それでは、令和8年度予算の概要を申し上げます。

本町の財政状況は、歳入の根幹となります町税が令和3年度以降増加傾向にありましたが、

令和6年度には減少に転じ、物価高騰が生活や経済活動に及ぼす様々な影響を考慮すると、今後の増加を見込むことは難しい状況でございます。

政策的経費に係る財源につきましては、小学校統合準備事業などの普通建設事業に係る多額の基金繰入れによって、令和7年度末の基金残高が大きく減少する見込みであります。歳入の大半を占める令和8年度の普通交付税につきましては、経済対策の事業や委託料等の物価高騰対応等を円滑に実施するための経費の増による基準財政需要額の増加が想定され、現在のところ、1億5,000万円の増加を見込んでおりますが、国勢調査人口の影響も考慮すると、依然として増大傾向の歳出需要額に対し財源不足は免れません。

令和6年度の実質単年度収支につきましては、5年ぶりの赤字となり、さらには人件費、物件費などの経常経費の増加は抑制できておらず、経常収支比率が81.8%と年々上昇する厳しいものとなっております。

本町の人口減少による少子高齢、過疎化が抱える課題の解決には、国が期待する地方の役割を踏まえ、これまでも増して、住民ニーズの的確な把握と財源捻出の工夫により、新たな施策に取り組む効率的な財政運営が不可欠です。

そこで、依然として厳しい財政状況にあることから、第5次白子町総合計画の後期基本計画に位置づける事業であっても、聖域を設けず厳格に精査し、白子町基本構想で掲げる将来像である「笑顔 元気 ずっと暮らしたい町 しらこ」の実現に向け、令和8年度予算編成方針を次の3点としました。

まず1点目は、町民の命と暮らしを地域で支える取組の推進です。

町民一人一人の命と暮らしを地域全体で守り支えるため、地域コミュニティの活性化、地域医療体制の充実のほか、激甚化する自然災害に備えた防災・減災対策や都市機能の強化、町民生活の利便性の向上など、誰もが安心して快適に住み続けることができる、持続可能な地域社会の実現を目指します。

2点目は、未来を担う子供たちの健やかな成長に資する取組の推進です。

未来を担う子供たちが社会をつくる力を身につけることができるよう成長を支援するとともに、多様な可能性を伸ばせる環境を整えるため、教育環境の整備や子供の居場所づくりの推進のほか、子育て世帯に寄り添った切れ目のない支援体制や、安心して子育てできる環境の充実など、子供たちの健やかな成長を支援してまいります。

3点目は、豊かな地域資源を活用した環境経済の好循環に資する取組の推進です。

私たちの命を支える土台となる白子町の自然環境を守り育て、魅力あふれる地域の恵みを

最大限に生かしていくため、自然環境の保全や、地域に根差した再生可能エネルギーの利用促進のほか、農業水産物の地産地消、歴史的建造物や地場産業を生かした日常的な誘客、回遊性の促進、企業誘致、拡大投資や企業の支援など、豊かな多彩な文化や地域資源を活用した地域自給圏づくりを推進し、環境経済の好循環を目指します。

これら3点を柱とし、国・県の動向を勘案した上で予算編成に臨み、一般会計予算案は、前年度と比べ約10.8%の減。歳入歳出それぞれ56億4,000万円を計上いたしました。

それでは、主要施策の概要について、各款、各課に従いまして説明を申し上げます。

第2款総務費、総務課ですが、防犯対策として、引き続き防犯灯の設置や防犯カメラの設置費用の補助を行います。

次に、企画財政課ですが、町の最上位計画であります第6次総合計画及び第4期総合戦略の策定に向けて、調査等準備を開始いたします。また、モンゴル国ブルガン県ダシンチレン町との国際交流に向けて下地づくりを行ってまいります。

3月4日に、車を運転する大人たちが子供たちの安全・安心を守る「白子町 Slow for Kids 宣言」を行いました。郡内の市町村においても同様の取組が進められ、本町がこの輪に加わることで、長生地域全体で、交通安全の確保に向けた大きな波をつくり出してまいります。

続いて、住民課、戸籍住民基本台帳費では、令和7年度同様にマイナンバーカードの更新対象者が増加する見込みです。引き続き、正確な事務処理ときめ細やかな窓口サービスの向上に努めてまいります。

次に、第3款民生費、健康福祉課ですが、福祉政策につきましては、福祉タクシー事業において今年度よりタクシー券発行枚数を倍増したところですが、引き続き高齢者等の交通弱者の移動手段の確保に取り組んでまいります。

また、令和8年度からは、運転免許を自主返納された方を対象に追加することとして、事業の拡充を図ってまいります。

障害福祉サービスにつきましては、第7期白子町障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に掲げた目標を実現すべく、障害福祉サービス等の適切な利用を促進してまいります。なお、本計画は令和8年度が最終年度となることから、国や県の動向を踏まえ、次期計画の策定に取り組んでまいります。

また、2月18日、長生郡市の次代を担う子供たちが、安全で安心して成長できる犯罪のない長生地域を実現するため、長生郡市7市町村一斉に、長生郡市再犯防止推進宣言を行いま

した。この宣言に掲げられた再犯防止の取組を長生郡市一体で推進してまいります。

続いて、住民課ですが、子育て支援につきましては、子供が自ら生きる力を育む第三の居場所づくりの運営費を助成してまいります。

また、保護者の事情により、一時的に家庭で養育できなくなった子供を宿泊を伴って預かる子育て短期支援事業を実施してまいります。

保育所につきましては、安全で良好な保育環境を確保するため、計画的に施設整備を進めてまいります。

また、全ての子供に良質な生育環境を提供するため、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることも誰でも通園制度を実施してまいります。

次に、第4款衛生費、健康福祉課ですが、特定健診、各種がん検診を実施し、受診率向上と受診後の保健指導、健康相談業務を行ってまいります。

また、歩く健康づくりである健幸ポイント事業や各種健康増進事業、介護保険事業を実施することで、住み慣れた地域で長く自立した生活を送れるよう努めてまいります。

さらに、母子保健では、きめ細やかな相談支援の充実と経済的支援を継続し、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいります。また、その一環として、子育て世代の皆さんが、仲間づくりと自身の心と身体の健康づくりができる健幸スマイルスタジオの普及を図ってまいります。

続いて、環境課ですが、美しいまちづくりについては、町の花でありますヒマワリを中心とした四季折々の花々で、町ににぎわいや彩りを創出するため、花の広場などへ植栽することを計画しております。

環境美化運動につきましては、不法投棄防止パトロールを継続し、地域環境づくりのための活動を支援してまいります。

有害鳥獣駆除につきましては、引き続き、箱わなでの捕獲を強化するとともに、猟友会協力の下、春と秋に有害鳥獣駆除を実施してまいります。

次に、第5款農林水産費、産業課ですが、農業の振興につきましては、農業を取り巻く現状を把握し、農地の適切な確保と利用、基盤整備、新しい農業施策への対応など、地域の農業を将来にわたって持続的に発展させるため、農業振興地域整備計画を改定します。

また、エネルギー価格高騰の影響を受けている農林水産業者への支援や、農業次世代人材投資事業などの各種補助事業を活用し、新規就農者の育成や担い手の支援に努めてまいります。

米政策につきましては、米をめぐる情勢を踏まえ、関係機関と連携し、引き続き生産者支援の取組に努めてまいります。

農業基盤整備につきましては、県営農業の湛水防除事業、白潟北地区、農村地域防災減災事業、南白亀地区の早期完成に努めてまいります。

また、多面的機能支払交付金事業において、近年多発する集中豪雨等から農業用施設等の湛水被害低減を図るため、田んぼダムの取組を推進するとともに、地域の共同活動や農業用排水路等の長寿命化に対し支援してまいります。

次に、第6款商工費、商工観光課ですが、商工業につきましては、町内小中企業等の運転資金及び施設改善資金借入れの利子補給を実施し、経営の安定化を図るほか、町内商店等の消費促進、創業支援及び町内事業所等の立地に対して、引き続き支援を図ってまいります。エネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響で苦しい経営環境が続く町内中小企業、個人事業者の事業継続に対する支援も図ってまいります。

ふるさと納税制度のさらなる推進を行い、町の特産品をPRするとともに、町内産業の活性化を図ってまいります。

観光につきましては、本町の重要な観光資源である温泉や海岸を活用した施策を実施し、誘客の強化を図ってまいります。

観光地域づくりの取組につきましては、観光推進の旗振り役として、令和6年10月に設立した一般社団法人プロモーション白子の活動を支援し、新たな客層の発掘、他産業や町外観光事業との連携を深め、白子町観光振興プランのスローガンである「誰もが“健幸”になれるまち 白子町」の実現に向けて事業を推進してまいります。

次に、第6款土木費、建設課ですが、道路網の整備につきましては、千葉県が事業主体の県道茂原白子バイパスは、第4工区古所地先の未施行区間の改良工事が実施され、また、第3工区の用地測量が実施されているところです。千葉県へ引き続き、早期完成の要望を行うほか、用地取得に協力する等、事業促進についてさらに連携を強化してまいります。

町道の整備等につきましては、町道107号線の幸治西区間800メートルの歩道整備を進めるとともに、緊急性、有効性を踏まえ、必要な整備を順次進めてまいります。

住宅施策につきましては、住宅リフォーム工事、耐震診断及び耐震改修工事に対する助成のほか、マイホーム取得奨励事業につきましては、年齢制限を撤廃し、助成を拡充してまいります。また、若者向け住宅ローン利子補給制度の導入に向け、調査及び検討を進めてまいります。空き家対策につきましては、今年度、空き家の予防及び解消を図るため、空家等対

策計画並びに管理不全空家及び特定空家等の認定基準を策定したところでございます。引き続き、移住・定住人口の増加と、安全・安心な住環境づくりを推進してまいります。

次に8款消防費、総務課ですが、昨年導入した被災者生活再建支援システムを住民基本台帳等の各種データと連携を図り、被災者の生活再建支援の効率化、迅速化を図ってまいります。

次に、9款教育費、教育課ですが、学校における教育活動の効果を一層高めるため、GIGAスクール構想により、昨年度整備したタブレット端末を活用して、個別の教育的ニーズや学習状況に応じた学習を充実させるとともに、施設、教育、機器材等の教育環境の整備を推進してまいります。

また、小学校の統合につきましては、引き続き、統合小学校建設工事設計業務を進めていくとともに、保護者、学校職員、地域の代表者から構成する小学校統合準備委員会を設置し、統合に向け、必要な協議を進めてまいります。

また、災害時には避難所として活用される中学校体育館及び格技場について、空調設備を設置するための検討また設計業務を進め、避難所機能の向上を図ってまいります。

続いて、生涯学習課は、町民ニーズに対応した各種講座を開設し、多くの町民に学習機会を提供するとともに、音楽コンサートや英語会の勸奨、また、ふるさとしらこ祭や生涯学習フェスティバル等、町民参加型のイベントを開催し、子供から高齢者まで、活力と笑顔を届けられるよう取り組んでまいります。

また、令和9年度には、全国高等学校総合体育大会のテニス競技が白子町で開催されますので、8年度中に町実行委員会を組織し、大会が円滑に運営されるよう準備してまいります。

続いて、学校給食センターでは、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、小中学生を対象とした学校給食費の無償化を継続してまいります。物価高騰により食材費が厳しい状況ではありますが、限られた予算の中で工夫を重ね、給食の質を落とさないよう努めてまいります。

一般会計の財源について申し上げます。

まず、自主財源の根幹であります町税ですが、前年度に対し3,825万8,000円、2.9%増の13億4,584万8,000円を計上しました。環境性能割課税廃止に伴い、軽自動車税が減額となりますが、賃金の改善、農業及び企業収益の増加などによる町民税の増額を見込むほか、町内企業の設備投資等による固定資産税の増額、また入湯客の増加による入湯税の増額を見込んでいます。自治体情報システムの標準化を行った上で、税務関係申告、申請手続のデジタル

化をさらに進めていくとともに、町税徴収の体制強化を図り、徴収率の向上を目指してまいります。

地方消費税交付金は、前年度より1,000万円増の2億7,000万円、地方交付税は前年度より2億5,000万円増の19億2,000万1,000円を計上しました。

また、財政調整基金などから7億4,426万5,000円を繰り入れ、財源不足に対応いたしました。

続きまして、特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計ですが、前年度比4.4%減の15億4,650万9,000円を計上しております。引き続き、国民健康保険制度の安定化を図るとともに、白子町国民健康保険第3期保健実施計画に基づき、保健事業を実施し、医療費の抑制、加入者の健康増進を進めてまいります。

次に、後期高齢者事業特別会計ですが、前年度比21.7%増の2億4,825万2,000円を計上しております。1人当たりの医療費は増加傾向にありますので、引き続き医療費の抑制につながる健康増進事業を実施してまいります。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業についても、関係部署と連携して、高齢者の健康保持増進に努め、効果的かつ効率的に実施してまいります。

次に、介護保険事業特別会計ですが、前年度比6.0%増の15億6,589万5,000円を計上しております。介護保険制度は27年目を迎え、令和8年度が第9期介護保険事業計画の最終年度であり、事業の評価及び次期介護保険事業計画を策定する年となります。

前期高齢者が減少する一方で、75歳以上の後期高齢者の人口が増加し続けることで、より介護サービスの需要が見込まれます。独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者がさらに増加し、介護する家族の負担増による介護離職者の増加、労働人口減少に伴う介護職員の人材不足なども課題があります。これらの課題に対応するため、自立支援、介護予防、重度化防止認知症施策を推進し、地域包括ケアシステムの進化を引き続き取り組んでまいります。

次に、コミュニティ・プラント事業特別会計ですが、前年度比1.0%減の1億1,878万5,000円を計上しており、一般財源となる使用料は4,200万1,000円となっております。健全な経営体制の確立に向け、料金改定を踏まえ、引き続き検討してまいります。

次に、ガス事業特別会計についてですが、町内の重要な社会インフラ基盤として、将来にわたり、安全・安心で安定的な都市ガスの供給に向け、近年、設備投資計画において遅れが

生じている経年管の入替えを最優先に取り組みます。

また、人口減少に伴う収入減少や、老朽化施設の更新及び自然災害への対策など、事業を取り巻く厳しい経営環境の変化を踏まえた経営体制を構築し、中長期的な経営戦略の下、町民の快適な暮らしとともに、地域社会の発展に努めてまいります。

以上、8年度予算案を基に主要施策の概要を申し上げました。

各議案の詳細につきましては、提案の際、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上、議員各位並びに町民の皆様の町政に対する一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宗島理仁君） これで町長の施政方針を終わります。

◎一般質問

○議長（宗島理仁君） 日程第6、一般質問を行います。

順次質問を許します。

◇ 前 田 充 浩 君

○議長（宗島理仁君） 通告順により、2番前田充浩君。

2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） 皆様、おはようございます。

通告に従いまして、1回目の質問を行わせていただきます。

初めに、私道の管理について2問質問いたします。

補助制度の充実と資材供給の供給方法について伺います。

本町は、県内でも高齢化が非常に速いスピードで進んでおります。最新のデータでは、現在人口は約1万人ですが、その4割以上が高齢者という超高齢社会にあります。

本来、私道の補修や整備は所有者が行うのが原則であります。高齢化により私道管理が難しくなっております。そこで、現在の私道整備に対して、本町の補助制度について、

そして資材供給制度についてご説明いただければと思います。

次に、公道化の推進について伺います。

先ほども述べさせていただきましたが、私道管理が難しい状況を放置すれば、生活道路の安全性と防災の観点で、住民の生活が脅かされる懸念があります。そこで、現在の町が寄附を受けて、公道として引き取る要件について伺います。

次に、子供たちの安全について1問質問いたします。

学校の防災訓練について伺います。

今後予想される首都圏直下型地震や大規模災害から子供たちの命を守るため、日頃の備えを万全にする必要があると考えております。そこで、現在本町の小中学校では、災害から子供たちの命を守るため、どのような取組が行われているか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 前田議員の質問にお答えします。

まず、私道の整備に関するご質問ですが、議員ご指摘のとおり、私道は個人の財産であり、その維持管理は所有者や利用者が行うことが原則であります。しかしながら、高齢化が進む中で、地域住民の生活道路としての維持機能が課題となっていることも認識しております。

まず、私道整備に関する補助制度についてですが、現在本町においては、私道の舗装工事や排水整備工事そのものに対する金銭的な助成制度は設けておりません。限られた財源の中で、まずは既存の町道の維持管理補修を最優先に進める必要があるためでございます。

その代わりとしての支援策が、ご質問にもありました資材供給制度となります。これは私道の簡易な補修、例えば砂利敷きや穴埋め等を行う場合に、町から原材料、採石やら常温材などでの材料でございますが、そういうものを支給する制度でございます。この制度は、労力は地元の方々にご提供いただき、材料は町が負担するという協働の考え方に基いております。現状では、この原材料支給制度をご活用いただき、地域の皆様に維持管理をお願いしているところでございます。

次に、私道の公道化、町道としての寄附採納の要件についてお答えいたします。

私道を町道として認定し、町が管理を引き継ぐためには、道路法及び本町の基準に基づき、将来にわたり公共の道路として機能することが確実である必要があります。

主な要件としましては、1点目に、道路の幅員が原則として4メートル以上確保されてい

ること、2点目に、起点・終点が公道に接続している、いわゆる通り抜けができる道路であること、3点目に、道路敷地の境界が明確であり、所有権以外の権利、例えば抵当権などでございますが、そういうものが設定されていないこと、4点目に、関係権利者全員の寄附の同意が得られることなどが挙げられます。これらは、緊急車両の通行確保や将来的な維持管理におけるトラブル防止の観点から設けられている基準であります。これらの要件が満たされた道路について、議会の議決等の手続を経て、町道として引き取ることとしております。

次の子供たちの安全については、教育長より答弁させます。

○議長（宗島理仁君） 教育長、太田和晴彦君。

○教育長（太田和晴彦君） 前田充浩議員のご質問にお答えします。

文部科学省が定める安全教育には、生活安全、交通安全、災害安全の3つの領域があります。

災害安全に関しては、地震に加えて海に面している白子町では、津波を含めた防災教育の推進は必要不可欠です。各小中学校では、年度当初から、計画的に地震、津波の防災訓練を実施しています。防災訓練の回数は、各校で年間平均4回です。

また、小学校では、防災訓練だけでなく、児童が防災士の講話を聞き、その意識を高めながら、防災訓練を通して実践力を身につけられるよう取り組んでいるところです。

○議長（宗島理仁君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） 私道の管理についての中で、補助制度の充実と、資材供給の供給方法について質問いたします。

先ほど、現在の市道整備に対して、本町の補助制度について、そして、資材供給制度についてご説明をいただきました。ありがとうございました。

令和8年2月時点の住民基本台帳では、高齢化率が約42.1%であり、後期高齢者である75歳以上の人口が急速に増えております。それに加えて、生産年齢人口の減少も顕著であります。

このたび、私道の整備に当たり、助成制度の拡充と、申請のハードルを下げるため、職員の相談体制の強化と、測量や設計などの技術的な支援も必要であると考えますが、見解を伺います。

ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 建設課長、石井宏樹君。

○建設課長（石井宏樹君） 前田議員の質問にお答えいたします。

前田議員が仰せのとおり、本町の高齢化率は4割を超えまして、地域の方々だけで道路の維持管理を行う負担が増していることは重く受け止めております。

ご提案いただきました補助制度の拡充や、測量設計などの技術的支援につきましては、財政負担や職員体制、また、公費支出の公平性の観点から、クリアすべき多くの課題があるものと認識しております。

そのため、直ちに新たな制度を創設することは困難ではありますが、高齢化社会における私道管理の在り方は重要な課題でありますので、他市町村の事例や動向等を参考にしながら、本町においてどのような支援が可能か、慎重に調査、研究してまいりたいと考えております。

なお、当面の対応といたしましては、現行の原材料支給制度によりまして円滑に活用できるよう、窓口で丁寧な説明や助言などを相談体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宗島理仁君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） ご答弁ありがとうございました。

資材共有方法について再質問いたしますが、先ほどご答弁をいただきましたが、例えば、砂利等の支給の際、指定箇所から陥没箇所への移動も、地域住民では難しくなっておりまして。できれば、私道の砂利支給の際、陥没箇所への移動まで行政で行っていただきたいと考えておりますが、見解を伺います。よろしくお願いします。

○議長（宗島理仁君） 建設課長、石井宏樹君。

○建設課長（石井宏樹君） 前田議員の質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、高齢化が進む中で、集積場所から実際の補修箇所へ資材の移動、諸運搬が住民の皆様にとって大きな負担となっている現状は認識しているところでございます。

そこで、住民の皆様の労力負担を少しでも軽減できるように、運搬方法について柔軟に対応させていただきたいと考えております。具体的には、地域の方々が作業を行う当日に運搬する場合に限りまして、1か所の集積ではなく、実際の補修箇所近くへ分散して資材を下ろす等の対応を行わせていただきたいと思います。

ただ、その対応につきましては、職員が運搬業務を行う関係上、業務時間中に限らせていただきたいと思います。また、ダンプ、トラック等が安全に進入、停車できる範囲内での対応となりますことは、ご了承いただきたいと思います。

地域協働による道路維持管理が円滑に進むよう、可能な範囲で協力してまいりたいと考え

ております。

以上でございます。

○議長（宗島理仁君） 2 番前田充浩君。

○2 番（前田充浩君） ご答弁ありがとうございました。

再質問で、次に公道化の推進について質問をさせていただきます。

先ほど、現在町が寄附を受けて、公道として引き取る要件についてご答弁をいただきました。ありがとうございました。

将来的に少子高齢化が加速的に進んでいる中、住民の補修負担を極力減らしていく政策が必要であると考えております。行き止まりの私道でも、一定の要件を満たせば公道化が可能になる等、要件緩和を行っていただきたいと考えておりますが、見解を伺います。

ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 建設課長、石井宏樹君。

○建設課長（石井宏樹君） 公道化の要件緩和についての質問にお答えしたいと思います。

行き止まりの私道でありましても、転回広場、Uターン場所でございます、こちらがあるなどの一定の基準を満たせば、認定の対象となる場合がございますが、原則としまして、基準緩和は慎重であるべきと考えております。

少子高齢化が進む中で、町が管理する道路を増やしていくことは、将来の維持管理費の増大を招き、今後大きな負担を残すこととなります。現在でも、既存の町道の老朽化対策や、補修要望への対応が追いついていない状況でございます。まず、これら生活基盤である町道の安全確保を最優先に取り組まなければなりません。

したがって、行き止まり道路等の要件緩和につきましては、防災や通行の安全性の観点から、必要性が高いと認められる特殊なケースを除きまして、現行の基準を維持していきたい考えでございます。

以上でございます。

○議長（宗島理仁君） 2 番前田充浩君。

○2 番（前田充浩君） ご答弁ありがとうございました。

様々な課題があると思われませんが、一度住民の方へのアンケート調査を行っていただき、皆様の率直なご意見を聞いていただきたいと思いますと考えますが、見解を伺います。

ご答弁よろしく願いします。

○議長（宗島理仁君） 建設課長、石井宏樹君。

○建設課長（石井宏樹君） 住民の方へのアンケート調査につきましての質問にお答えしたい
と思います。

住民の皆様の率直なご意見を伺うことは大変重要でございますが、私道の公道化に関する
アンケート調査につきましては、実施によりまして、町が私道を全て引き取ってくれるので
はないかという過度な期待を抱かせてしまう懸念がございます。

現段階では、大規模なアンケート調査を行う予定はございませんが、日頃の窓口相談など
を通じまして、個別の課題や要望を丁寧にお聞きし、実情を把握して、努めてまいりたいと
考えております。

以上でございます。

○議長（宗島理仁君） 2 番前田充浩君。

○2 番（前田充浩君） ご答弁ありがとうございました。

次に、子供たちの安全についての学校の防災訓練について質問をさせていただきます。

先ほど、現在、本町の小中学校では、災害から子供たちの命を守るため、どのような取組
が行われているのかをご答弁いただきました。

国では、学校安全総合支援事業として、令和7年、2億3,800万円の予算が計上されてお
ります。学校安全の推進に向けた取組として、学校において様々な計画やマニュアルが作成
されてはおりますが、実効的な取組に結びついていないことが課題として挙げられておりま
す。

そこで、計画に基づくモデル的取組を各地域で実施し、その事例、成果等を地域全体で共
有し、地域全体の学校安全の底上げと裾野の拡大を図る学校安全推進体制の構築を、学校安
全総合支援事業の財源を活用し、行っていただきたいと考えておりますが、見解を伺います。

ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 教育課長補佐、長嶋裕二君。

○教育課長補佐（長嶋裕二君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

文科省の学校安全総合支援事業の中には、学校安全推進体制の構築がありまして、全国で
モデル的な取組を実施し、事例や成果等を共有する中で、地域全体の学校安全の推進を図る
取組がございます。

なお、モデル地域や拠点校の指定は、現状、県で選定しているため、拠点校となるのは難
しいことでもあります。この事業における全国の優良事例、成果、課題などを参考とし、引
き続き今後の学校安全に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 2 番前田充浩君。

○2 番（前田充浩君） ご答弁ありがとうございました。

最後に、学校安全総合支援事業には、学校安全に関わる専門性の向上への取組への支援も含まれております。民間活力を使い、防災セミナー等の開催も有効な取組になると考えますが、見解を伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 教育課長補佐、長嶋裕二君。

○教育課長補佐（長嶋裕二君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、学校安全総合支援事業には、学校安全に係る専門性向上支援が含まれております。専門家のセミナーの内容としては、防災訓練だけにとどまらず、各校で作成している危機管理マニュアルの見直し、各校の安全点検と事故対応の高度化に資するものなど、学校安全防災教育にとって有益なものがあると考えております。

いただいたご意見を参考に、今後とも学校長と協議を重ね、取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 2 番前田充浩君。

○2 番（前田充浩君） ご答弁ありがとうございました。

以上で、前田充浩、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宗島理仁君） 以上で、2 番前田充浩君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

○議長（宗島理仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 高 山 隆 一 君

○議長（宗島理仁君） 4番高山隆一君の一般質問を許します。

4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） 通告順に従い一般質問を行います。

5項目8点について伺います。

コンパクトシティ構想について。この進捗状況について、あわせて町民へのPRについて伺います。

次に2項目、廃校の活用について。学校統合後の活用と新歴史民俗資料館の移転整備について伺います。

学識経験者より、学校統合で空き教室を活用し、郷土資料の整備、展示面での活用をしたいという意見が出ております。郷土資料室として学芸員を起用し、総合的な展示の整備と併せ、資料整備、解説、展示、文化面の発信、開館後の展示に関わる説明に向けた担当員などを配置し、その準備を直ちに実施すべきと考えます。教育委員会ではどのような構想をお持ちでしょうか。

あわせて、令和12年度学校統合に向けた流れの中で大変な事業だと思いますが、移転し、開館となるよう進めるべきと考えますが、準備のための委員会も併せ、どのように考えているのか伺います。

3項目、国際交流事業について。モンゴル国との交流関係の構築について質問いたします。

去る1月30日に、モンゴル国の特命全権大使及びブルガン県ダシンチレン町訪問団が来町しました。特命全権大使の来町は、昨年4月以来2回目であり、また、モンゴル国の地方自治体関係者も同行していただくなど、交流、友好関係が深まっていくことは大変素晴らしいことだと認識しております。

今回訪問いただいたブルガン県ダシンチレン町と白子町との姉妹都市締結の是非について、町長自身どのように考えているのか伺います。

4項目、旧中里プール跡地の和解後の処理について伺います。

情報漏えいを指摘された職員の処分について、町のホームページに掲載されていますが、令和7年12月19日付の白子町監査委員告示第3号により、住民からの監査請求に対する町監査委員の監査結果が公表されています。この監査結果を読みますと、町有地である旧中里プール跡地に不法に占有している業者に対し監査委員が意見聴取を行おうとしたところ、監査事務を担当する町職員が事前に質問内容と模範解答を作成し、不法占有業者の代表者に渡し

ていたという事実が記載されています。そして、この町職員の行為が町に損害を与えたと主張しています。

これに対して監査委員は、監査請求自体を棄却していますが、監査結果の最後に監査委員の意見が付記されており、その内容は、当該職員への厳正な懲戒処分について厳正な対応を強く要望するものであると書かれております。町長は、当該職員への懲戒処分を既に行ったのか、あるいはこれから行うのか、どのような対応をするのか伺います。

次に、町有地の引渡しについて伺います。

町有地である旧中里プールの跡地を業者が不法に占有している問題について、令和7年10月上旬頃に和解契約が締結されていると思いますが、昨年9月の議会の際、執行部から提出された和解契約の要旨には、契約締結の日から3か月以内にコンテナなどを撤去し、町有地を町に返還する旨示されています。既に契約締結から3か月以上経過していると思いますが、現地にまだコンテナなど置かれているようです。一体いつになったら旧中里プール跡地は不法占有している業者から町に返還されるのか、返還される日を町長から回答願います。

次に、元地域プロジェクトマネージャーに対する不当利得返還請求に関わる住民訴訟事件についてご質問します。

行政訴訟事件の背景と今後について、元地域プロジェクトマネージャーに対する不当利得返還請求に関わる住民訴訟時事件についてですが、本件につきましては、令和7年1月9日付で、元白子町地域プロジェクトマネージャーであった職員に対する給与返還請求を取り下げたことを受け、市民団体、オンブズマンの会が、緑川輝男町長を被告として給与等相当額126万円の返還を求める住民訴訟を千葉地方裁判所に提起し、先日、第1回口頭弁論が開かれたところです。

この住民訴訟の前提として、住民監査請求が行われましたが、監査委員は、理由がないとして棄却する旨、令和7年12月19日付白子町監査委員報告第2号として、町ホームページに掲載されております。

この監査報告書を拝読しますと、令和7年6月18日付で、元職員が千葉縣市町村公平委員会に不利益処分の審査請求を行い、公平委員会は同年10月29日付で、裁決通知を発出したと記載してされています。そこでお伺いします。採決の通知の日までに、町と千葉縣市町村公平委員会との間で、公文書のやり取りは何回あったのか、また、公平委員会による町への聞き取り調査及び口頭審理は何回行われたのかお答えいただきたいと思います。

次に、同項目2つ目の質問としまして、地方自治法……

(高山議員、そこは通告外ですと呼ぶ声あり)

通告外、分かりました。

では、以上、5項目7点ですか、に質問いたしましたので、ご回答願いたいと思います。

以上で終わります。

○議長（宗島理仁君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 高山議員の質問にお答えします。

まず、本町のコンパクトシティ構想の進捗状況についてですが、令和7年3月に人口減少や少子高齢化といった社会情勢の変化に対応するため、おおむね20年後の望ましいまちの姿を描き、それを実現するための方策をテーマごとに示した白子町都市マスタープランを改定いたしました。

これは、従来のコンパクトシティ構想ではなく、集約化した都市機能とコミュニティ拠点とを公共交通ネットワークで結び、町民にとって利便性が高く、効率的な都市経営を行うコンパクト・プラス・ネットワークの考え方の下、都市構造を転換させることを目指しております。暮らし、健康、交流経済、環境エネルギー、安全・安心といった5つのまちづくりのテーマごとに、町総合計画に即した施策及びコンパクト・プラス・ネットワークを意識した施策を明記しております。

日々変化する社会情勢や技術の進化による新たなまちづくりの考え方に対して、常に注視し、おおむね5年ごとに、必要に応じて見直しを行うことで、実情に即した持続可能なまちづくりを着実に推進してまいります。

なお、具体的な進捗状況といたしましては、都市マスタープランの根幹である千葉県が事業主体の県道茂原白子バイパスについては、施政方針でも述べましたが、現在4工区、古所地先の未施行区間の改良工事、また、3工区の用地測量が実施されているところです。引き続き、千葉県へ早期完成の要望を強く実施してまいります。また、今後のまちづくりにおいても、県道茂原白子バイパスの推進状況を見ながら進めてまいります。

次に、町民の皆様へのPRについてお答えいたします。

コンパクトシティの実現には、行政によるハード面の整備だけでなく、町民の方々お一人お一人の理解と主体的な参画が何よりも不可欠であると認識しております。令和7年3月に、白子町都市マスタープランを改定した際には、町民の方々へ、コンパクトシティについてより理解していただくため、また、住民コンセンサスを得る意味で、令和6年6月と12月にニ

ューズレターを、令和7年4月に概要版を各自治会に回覧し、また、令和6年12月には、庁舎1階ロビーにパネルの展示を実施いたしました。

おおむね20年後の未来を見据えた計画になりますので、総合的かつ持続的に推進していくことが重要だと考えており、町民の方々に、コンパクト・プラス・ネットワークを他人事でなく、自分たちが住み続けたいまちづくりに取り組むとして捉えていただけるよう、今後も丁寧に分かりやすくPRをしてまいります。

次の、廃校の活用については、教育長より答弁をさせます。

次に、国際交流についてですが、議員が申し上げました1月29、30日に、駐日モンゴル国特命全権大使をはじめとする13名の方々が来町され、意見交換会や本町の視察を行っていただきました。教育、文化、スポーツ、農業などの交流の推進となる覚書を締結し、徐々に交流が始められればと考えております。

姉妹都市は、今後少しずつ交流を進めていく中で、双方の協議の上進めていくものであり、ダシンチレン町の町長さんをはじめとする関係者との調整をしながら進めていきたいと考えております。現時点で、姉妹都市を締結するか否かを断言することはできませんが、本町初の海外との姉妹都市の締結というすばらしい機会ですので、前向きに検討してまいりたいと思います。

続きまして、情報漏えいを指摘された役場職員の処分についてであります。町の懲戒審査会に、昨年10月24日に諮問し、昨年12月16日、答申を受けて処分を行いました。なお、本人へは12月23日に通知をしております。

次に、町有地の引渡しについてですが、裁判の結果、占有者と町との和解が成立し、占有状況を解消する履行期限を本年1月7日までと決めました。町への和解金は納付されておりますが、現時点において工作物の撤去は実施されていない状況が続いております。

本件について、本町の訴訟代理人弁護士より、相手方弁護士を通じて履行の催促及び状況説明を求めたところ、この3月末には、工作物等を全て移設完了できるよう進めているとのことあります。

今後の対応状況や進展については、必要に応じて改めてお知らせいたします。住民の皆様にはご心配をおかけしておりますが、公共用地の適正な管理の確保に向け、引き続き取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、元町職員に対する不当利得返還請求に係る住民訴訟についてですが、ご質問の内容については、現在、係争中であるため、裁判に影響を及ぼす可能性があることから、具体的

な内容についての答弁は差し控えさせていただきます。結果が出次第ご報告いたしますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

○議長（宗島理仁君） 教育長、太田和晴彦君。

○教育長（太田和晴彦君） 高山隆一議員のご質問にお答えします。

学校統合後に廃校となった小学校の利活用として、現在の老朽化した公民館から歴史民俗資料室を移転し設置することは、選択肢の一つとして検討しているところです。歴史民俗資料室は、地域の歴史や文化を保存し、後世に伝えていくために重要な役割を果たし、また、町民や来訪者にその魅力を発信することも可能であることから、町にとっても必要な施設だと考えております。

また、専門的な知識と経験のある学芸員を起用する考えはあるかとのことのご質問ですが、学芸員は、地域の歴史や文化をより深く理解する上で重要な役割を果たすと認識しておりますので、歴史民俗資料室を移転、または新たに資料整理や調査分析の必要性が生じた場合には、臨時的に雇用する考えは持っております。準備委員会を新たに設置するかは未定ですが、基本的には、既存の文化財審議会や文化財を守る会の方々の協力を得ながら検討してまいります。

○議長（宗島理仁君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） 廃校の活用についての再質問ということで、1点質問したいと思っております。学校統合が12年ということで示されておまして、これは早めの実施が必要かと考えておりますが、できるだけ早く実施してもらいたいと思っておりますので、その辺を踏まえてご回答いただければと思います。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 生涯学習課長、渡邊 昭君。

○生涯学習課長（渡邊 昭君） 高山議員のご質問にお答えいたします。

小学校の統合後、高山議員がおっしゃられたように12年を予定しております。早めにということでございますので、学芸員の雇用に関しましては、今年度、令和8年度に予算は計上しておりません。1年か2年ぐらいは、準備に期間を要すると承知しておりますので、早くても令和9年度、10年度前後には準備のほう進められるようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宗島理仁君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君）　ありがとうございました。

次に、国際交流事業について再質問をさせていただきます。

今後の予定として、7月中に町長がモンゴル国を訪問するとの話を聞いておりますが、その話はどの程度具体化しているのか伺います。また、町長が外国を訪問するのであれば、随行する職員もいると思いますが、どのくらいの訪問人数、訪問日程、予算規模を想定しているのか伺います。

お願いします。

○議長（宗島理仁君）　企画財政課長、齊藤　雄君。

○企画財政課長（齊藤　雄君）　ただいまの高山議員の再質問にお答えいたします。

ブルガン県ダシンチレン町訪問団の方々が来庁した際、確かに、意見交換会の場におきまして、モンゴル国の方々からは、7月が訪問にはいい時期であるというお話をいただきました。

新年度予算には、視察に係る経費として予算を計上しておりますけれども、初めての訪問であることと、物価高騰の中であること、また、シーズンによって旅費が変動する可能性もございますので、現時点では、何人が何泊するということろまでは、詳細までは詰めるところまで至っていないということが現状でございます。今後、訪問するに当たりまして相手方もおりますので、相手方と協議しながら、どのぐらいの規模、何泊とか、そういったところを詰めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宗島理仁君）　4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君）　ありがとうございました。2回目の再質問をさせていただきます。

一般的に、外国との姉妹都市締結となりますと、交流活動に要する予算規模も大きくなり、その内容や交流の成果をしっかりと把握する必要があります。そういった視点から、町長がモンゴル国を訪問する際、町議会からも訪問団を結成し、同行するべきではないかと考えておりますが、町長の見解を伺います。

○議長（宗島理仁君）　企画財政課長、齊藤　雄君。

○企画財政課長（齊藤　雄君）　私のほうからちょっとお答えさせていただきたいと思います。

お話のありましたとおり、議員の方々もご一緒いただきたいというところではございますが、先ほども答弁させていただきましたとおり、相手方の都合もございますので、参加人数と日程、行程等併せまして、今後、議会のほうとも協議させていただきたいというふうに思っ

おります。

以上でございます。

○議長（宗島理仁君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） ありがとうございます。

次に、先ほど情報漏えいを指摘された職員の処分ということで一般質問をしたんですけれども、その中の町長の答弁の中で、懲戒審査会による処分なのか、あるいはその職員の処分が停職ではなく減給とされたのは、懲戒審査会の意見がそのような判断なのか、あるいは町長の判断であるのか、見解を伺いたいと思います。

あわせて、なぜそのような処分なのか、その処分内容は適切なのか、伺います。

○議長（宗島理仁君） 総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） 今のご質問にお答えいたします。まず、処分内容については、町長は答弁してございませんのでご理解いただければと思いますが、処分の公表については、白子町の職員の懲戒処分等の基準に関する規程に基づいて公表するということで取り扱っております。ですので、処分の公表はしていませんので、この場では答弁は差し控えさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（宗島理仁君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） 分かりました。

次に、公判に入っているということでお答えができないという、プロジェクトマネージャーに関する不当利得返還請求に関わる民事訴訟は置いておきまして、訴訟に至る前の段階、前の段階までの事実を、先般、2日前ですか、議員の集まりの中で時系列を確認させていただきました。この中で、不当利得の返還請求を出してあったんですけれども、これを返還請求をやめてしまったという内容がございます。これはなぜやめてしまったのか、その辺について、いきさつ並びにご見解を伺いたいと思います。

○議長（宗島理仁君） 総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） ただいまのご質問にお答えします。今のご質問についても、町長の答弁がございましたとおり、それこそ現在係争中でございますので、裁判に影響を及ぼす可能性がありますから、答弁については控えさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（宗島理仁君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） これは係争中とあるんですけれども、裁判を起こす前の時点でのお話の中で事実があったわけです。その事実に対してどのような見解をお持ちなのか、お伺いしたいところなんですけれども、お願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） お答えします。それこそその事実が今係争中の内容になりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（宗島理仁君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） 係争中なので、この件に関しては何を質問しても、多分そういう話になってしまうのかと。そこで意見という形で、ちょっとお話をしたいと思います。

本件訴訟事件は、ほかの自治体からも注目されているものと思います。町長をはじめ、町執行部が主張すべきことを主張するのは構いません。しかしながら、その主張内容が住民の良識や感覚から大きくかけ離れているものであるならば、行政に対する信頼が揺るぎかねません。本町は、人口約1万人の小さな町ではありますが、日本国憲法を頂点とした法の支配に基づく行政を行うことは至極当然のことであります。

今後も、この件の推移を注視しつつ、引き続き確認、質問してまいることをお伝えして、私の一般質問を終わります。

○議長（宗島理仁君） 以上で、4番高山隆一君の一般質問を終結いたします。

◇ 大多和 正 之 君

○議長（宗島理仁君） 続いて、12番大多和正之君の一般質問を許します。

12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、通告順に従い一般質問を行います。

季節の変わり目に当たり、寒暖差の厳しい日々が続いております。さて、本日は、自治体間の地域連携についてということで2点質問させていただきます。

まず、1点目ですが、ささつな自治体協議会という、全国の首長が集う協議会をご存じでしょうか。全国より50余りの自治体の首長が集う協議会で、地域を超えた首長同士の対話と連携による地域課題の解決、地元商工会などとの連携を通じた地域経済の活性化、相互支援体制の構築による円滑な災害支援や、防災力の向上に努めています。そこで、全国的に同じ

ような課題を抱えている自治体との連携も白子町には必要ではないかと、効果的であると私は考えており、白子町において検討した経緯があるかどうか伺います。

続きまして、2点目の大都市自治体との戦略的連携協定について伺います。

現在、人口減少や財政の厳しさが続く中、地方自治体には、これまで以上に広域的な連携が求められます。本町の人口は約1万と200人、高齢化率は42%を超える状況であり、財政面では、自主財源の割合も決して高いとは言えず、近年は横ばいで推移している財政力指数からも、地方交付税への依存度も高く、将来的な財政運営を考えると、新たな視点での地域経営が必要だと考えます。

近年では、企業間でもビジネス環境の多様化や顧客のニーズ変化に伴い、戦略的締結が進んでおり、自治体においても、戦略的な連携には様々なメリットがあると考えられます。まず1点目は交流人口の増加、2点目は農水産物の販路拡大、3つ目は災害時の相互支援体制の強化です。そこで私は、大規模自治体との戦略的な締結協定の締結を本町の成長戦略として、検討すべきではないかと考えますので、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 大多和正之議員の質問にお答えします。

まず、ささつな自治体協議会に参加する考えがあるかでございますが、これまで同協議会との接点がなく、今回の質問で初めて認識したところでございます。そのため、これまで当該協議会への参加について具体的に検討した経緯はありません。

次に、大都市自治体との戦略的連携協定の考えについてでございますが、大都市自治体との連携については、人材やノウハウの確保、また、関係人口の創出、都市部での特産品の販売などのメリットがあると考えており、町役場においても、職員数の維持や専門人材の補完などに有用な策であると考えております。

今回いろいろ調べましたところ、職員の人事交流や災害協力、観光振興、農産物等の販路拡大など、様々な角度から進めていくことができそうですが、現時点でどのような大都市と本町が連携できるかは不明であります。今後、大都市自治体との連携についてのメリット、デメリット等を考慮しながら検討していきたいと思っております。

○議長（宗島理仁君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、ささつなについて再質問いたします。

支える、つながるから由来するこの協議会は、同じ志を共有する首長が総合支援を行うこ

とを目的に協定を結んでおり、支援団体として、我々にはない経験から来るノウハウと技術で事業を行う企業が、社会環境に配慮した持続可能な成長を目指す取組をして、C S R 協議会も結成されております。

A I から得られる知識は情報のみでは、課題や実情を理解した首長同士の対話と連携に、地域課題の解決に向け理解を深めた上で、ささつな協議会へ参加する意向があるか伺います。

○議長（宗島理仁君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 議員がご指摘したとおり、同じような悩みや課題を持っている自治体の首長や、それに関する解決策を提案し得る企業との連携は、非常に重要であると認識しております。現在も、長生郡市、県、全国の各市町村長、また、自治体通信首長会議などに、ほかの自治体との首長の交流を図るということで、積極的に参加をしているところでございます。

ささつな協議会については存じていなかったところでございますが、首長間のネットワークをしたり、またC S R 協議会、民間との協議会でございますが、そういうのも入っているようで、企業の知見や技術の活用、そういうものにつかまして、本町にとりましても大変参考になるものではないかなと考えております。

今後、同協議会の活動内容や、参加している自治体との状況、また、費用効果、そういうものを確認しながら、本町にとって有効な連携手段の一つであれば、前向きに今後とも検討していきたいと思っております。

○議長（宗島理仁君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、再々質問いたします。再質問じゃないですが、緑川町長は、他の自治体の首長との交流を図る場所には積極的に参加しているようですが、ささつな協議会内のC S R 協議会では、災害時に物資提供、地域清掃、自治体間の包括連携協定、企業版ふるさと納税など、様々な事業が行われているので、一日も早くささつな協議会へ参加していただくことを願います。

それでは次に、大都市との連携について再質問いたします。

町長は、先ほどメリット、デメリットを考慮しながら検討すると答弁されましたが、検討はいつまでに行うか、誰が責任主体となるのか、どの指標で判断するのか、これが示されなければ、それは検討ではなく先送りにするだけのことなので、新年度中に連携を進める考えがあるか伺います。

○議長（宗島理仁君） 企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） ただいまの大多和議員の再質問にお答えいたします。

ご質問の、検討はいつまでに行うかについてでございますが、現時点では具体的な時期をお示しできる状況にはございませんが、今お話のありましたとおり、まずは8年度をめどに、連携が見込める自治体の調査、情報収集を進めてまいりたいと考えてございます。

連携先の自治体の選定や事務調整、各分野での可能性の確認には一定の時間を要しますので、ご理解のほうをいただければと思います。また、その結果がまとまり次第議会へ報告し、次の段階に進められるか判断してまいりたいというふうに思います。

拙速ではなくて、本町にとって実効性のある連携となるよう、慎重に検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、最後の質問になりますが、大都市自治体との連携は一朝一夕には進まないのは分かりますが、人口減少、財政規模縮小、白子町を現状のまま次世代にしっかり引き継げる町として発展していくためには、新たな視点での連携が必要と考えます。個人的な活動になりますが、酒井良信議員は、様々な人脈を通じて、江東区社会福祉協議会への白子たまねぎを寄贈したり、江東区観光協会長からの声がかかりで、江東湾岸まつりへ白子町のPRを兼ねて出店したりと、連携を深めている町民もいます。次世代につなげるまちづくりや今後の考えを伺います。

○議長（宗島理仁君） 企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

お話のありましたとおり、今後、人口減少や財政規模の縮小が進む中で、新たな視点での連携や挑戦が必要というお話がありました。それを踏まえまして、今後、先ほどの検討と併せまして、どこと、どういう規模で連携が可能かというところを調整してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（宗島理仁君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 全て答弁ありがとうございました。

これで質問を終わりにいたします。

○議長（宗島理仁君） 以上で、12番大多和正之君の一般質問を終結いたします。

ここで、昼食のため休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 11 時 51 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（宗島理仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 市 川 隆 子 君

○議長（宗島理仁君） 14番市川隆子君の一般質問を許します。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 14番市川隆子です。通告順によりまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、高齢者の移動支援について伺います。

白子町は、高齢化率が約42%、駅がなく、自家用車に依存した生活環境です。このような環境の中、町長も選挙で、高齢者が元気で自立した生活を送るためには、高齢者同士や地域の人たちとの交流機会を増やし、病院の受診、各種健康教室への気軽な参加が可能になるとして、らくらくタクシーの増車を公約にしています。

免許を持たない方、返納を考える方にとって、移動支援の制度は生活そのものを支える施策です。

まず、福祉タクシーについて、対象者数と実利用者数、年間の利用件数、1人当たりの平均利用回数、予算額と執行率、利用目的の傾向などの利用状況と、高齢化の進行に伴い需要増加は見込んでいるのか、拡充や制度の見直しの検討状況、財源の考え方など、今後の方向性として、現在の利用状況をどのように分析し、課題として認識しているのか伺います。

2点目は、高齢者のバス利用の補助についてです。

駅のない町にとって、民間のタクシーやバス路線は重要な交通手段となります。タクシー等は福祉タクシーとして事業を行っています。路線バスも赤字路線への補助や学生の定期券補助などを実施していますが、赤字路線と言われる路線は、特に本数も少なく、利用しづら

くなっています。茂原行きのバス停に近い高齢の方は、まだ元気なので茂原方面にはバスを利用していると言われていました。しかし、本納行きを利用した方は、長生病院を受診したら帰りのバスがなかったとのことでした。

町では、バス利用の実態を把握しているのか、今後、利用促進を図るため、バス利用に対しての補助を検討する考えがあるか伺います。

2 番目は、高齢者の見守り、緊急通報装置の利用状況などについて伺います。

町では、独居の高齢者や高齢者のみ世帯も増えています。高齢者の方とお話をしますと、倒れたらどうしよう、独りで夜中に具合が悪くなったら不安、どうせ迷惑をかける人もいないという切実な声も伺っています。現在、町では、申請により緊急通報装置の貸出し制度を行っています。安心して暮らせる町にするため、現状と課題を確認しながら質問させていただきます。

まず、現在の利用者数及びここ数年の推移と、実際に緊急ボタンが押された件数、通報後の対応の流れなど、利用状況と緊急の場合の対応について伺います。

3 番目は、職員の働き方改革、窓口業務の時間についてです。

現在、町の窓口対応時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとなっています。近隣の茂原市や長生村では、職員の働き方改革の一環として、窓口時間を午前 9 時から午後 4 時 30 分へと短縮する試行を行っているそうです。近隣自治体の試行状況を町はどのように把握しているか、町として窓口時間の見直しを検討しているのか伺います。

4 番目は、こども誰でも通園制度です。

こども誰でも通園制度は、政府が 2026 年度から全国的に実施を進めている親の就労の有無に関係なく、ゼロ歳から 3 歳未満の未就園児を一定時間預けられる制度です。親の働き方や家庭状況に関係なく利用できることを特徴としています。

このような状況の中で、新年度から制度が実施されますが、町で現在実施している一時保育事業との違いについてと、通常保育所入所ときは面談がありますが、この制度ではあるのか、また、一時保育の利用状況についても伺います。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 市川議員のご質問にお答えします。

まず、福祉タクシー等の利用状況と今後の課題についてでございますが、福祉タクシーの

直近3年間の利用状況でございますけれども、登録者数につきましては、令和5年度が784名、令和6年度が899名、令和7年度が933名と、年々増加しております。令和7年度よりタクシー券の交付枚数を48枚、2万4,000円分から96枚、4万8,000分に増加したことが、登録者数増の要因だと思われれます。

1人当たりの平均利用枚数ですが、令和5年度が22枚の1万1,000円の利用です。令和6年度が同額の22枚、1万1,000円の利用でありました。今年度は1月末現在でございますが33枚、1万6,500円分が利用されています。1人当たりの平均利用回数につきましては、データを取っておらず、把握をしておりません。

利用者の利用目的については、正確なデータはありませんが、タクシー利用者への聞き取りによりますと、利用者のほとんどの方が通院に利用されており、次いで買物に利用されている方が多いそうでございます。

使用されなかったタクシー券につきましては、令和5年度が1万6,927枚、846万3,500円分、令和6年度が2万2,912枚、1,145万6,000円分、今年度は1月末現在で5万8,880枚、2,944万円分が未利用となっております。

制度の拡充や見直しについては、前述しましたが、今年度よりタクシー券の交付枚数を倍増、また来年度4月からは、70歳未満で免許を返納された方を事業対象者に追加する予定でございます。

また、タクシー券の1回の利用枚数の上限を増やしてほしいとの要望が多いことを受け、同じく来年度8年の4月よりタクシー券1回の利用枚数の上限を1回8枚の4,000円から1回12枚の6,000円に増額することを決定しております。利用者にとってより有効的な移動支援となるような適正制度の見直しを図っております。

次に、高齢者等のバス利用に対しての補助はないかということでございますが、高齢者のバス利用については、補助につきましては、先ほどの質問にもございましたとおり、健康福祉課において福祉タクシー券による補助を実施しております。このため、新たにバス定期券等への補助を行いますと、既存制度との二重補助となる可能性がございます。

また、高齢者の方はバス停までの移動に負担を感じられることがありまして、ドア・ツー・ドアの移動手段を望まれる傾向が特にございます。このような状況を踏まえまして、現時点においては、バス利用者への新たな補助制度を設けるのは難しいかなと、そういうふうに考えております。

続きまして、高齢者等の見守りについてでございますが、緊急通報装置の過去5年の利用

状況は、令和3年度が利用者数27名、通報件数が10件、令和4年度が利用人数26名、通報件数1件、令和5年度が利用人数22名、通報件数ゼロ件、令和6年度が利用人数32名、通報件数1件、今年度は1月末現在で利用者数が32名、通報件数はゼロ件であります。利用人数は30名前後を推移しておりますが、通報件数についてはここ3年、ゼロから1件と、非常に少ない件数であります。

緊急通報装置のサービス内容ですが、コールセンターから月1回安否確認の連絡があること、また、通報のほか、健康相談等にも応じています。ちなみにコールセンターには看護師や保健師、介護支援専門員などの有資格者が配備されているとのことであります。

緊急通報後の対応の流れについてでございますが、緊急通報装置の利用登録をされる際、2名の方を協力員として事業者へ報告いたします。利用者から緊急通報があるとコールセンターより、まず、この協力員に連絡が入り、利用者宅に駆けつけてもらうことになっております。諸事情でこの2名の協力員が駆けつけられない場合は、コールセンターの有資格者の判断の下、救急車の要請や、町や包括支援センターなど関係機関に連絡するといった対応が取られています。

次に、職員の働き方改革でございますが、地方自治体の窓口業務は住民にとって欠かすことのできない重要な行政サービスであります。この利便性の向上は、町としても大きな課題であると捉えております。

一方、長時間にわたる窓口業務において、職員の負担増や働き方の多様性が求められている現状を踏まえ、窓口業務の短縮については本町でも検討を進めていきたいと考えております。

検討するに当たっては、働きやすく、効率的な業務体制の構築を目標としつつ、窓口時間の短縮を実施する場合でも、住民サービスの低下を招くことのないよう、十分に配慮する必要があります。住民の利便性確保と職員の負担軽減という両面のバランスを慎重に見極めながら方向性を定め、窓口業務の効率化と職場環境の改善に取り組んでいきたいと考えております。

次に、こども誰でも通園制度についてでございますが、令和8年4月から、全国の自治体で本格的にスタートいたします。

こども誰でも通園制度は、保護者の就労条件にかかわらず、保育所などに通っていない生後6か月から満3歳未満の未就学児を月10時間まで保育施設に預けられる制度であります。

一助預かり保育との違いは、どちらも未就学児を短時間預けるための制度ですが、目的の

利用条件が異なります。一時預かり保育は、冠婚葬祭やリフレッシュなど、保護者の立場からの必要性に対するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は保護者のために預かるのではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて子供が成長していくように、子供の育ちを応援するということが主な目的となっております。

面談につきましては、子供の特徴や保護者の意向等を把握するため、初回利用前に保護者及び子供に対して事前面談を実施いたします。

また、今年度の一時預かり保育の利用状況につきましては、1月末現在124日間開設しております。登録者数は9名で、延べ利用者数は212名となっております。

○議長（宗島理仁君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） では、再質問をさせていただきます。

まず、移動支援なんですけど、先ほどの町長の答弁によりますと、免許返納した方とかが新しく対象になるということで、それから、新年度から4,000円から6,000円に上限を引き上げるという、こういう答弁でした。確かに、これは4,000円から6,000円への引上げ、これは確かに住民の皆さんの利用者の要望によってのことですので、前進だというふうに私は思います。

しかし、高齢者からは、この間、高齢者の方とお話をしましたら、通院の距離によっては、なお自己負担が大きい。ですから、例えば発行されたチケットをどういうふうに利用者が使うのか、それをできれば自由にしてほしい、上限そのものを撤廃してほしい、そういう声も聞かれました。長生村などでは妊婦さんに限って上限を撤廃するというようなのが、新年度から行われるというようなことも聞いておりますが、上限撤廃について、町として検討したことがあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（宗島理仁君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、市川議員のご質問にお答えします。

上限撤廃について検討したことがあるかというご質問なんですけど、そもそも、この福祉タクシーの始まった経緯というのが、高齢者の方に、多く社会参加の場に参加してもらいたい、そういう意味合いでチケットのほうをお配りしまして、そこに利用制限をつけたのは、一度で全部使われてしまうと、1回切りの外出で終わってしまう。

そういう意味合いから上限を定めまして、今回は先ほど町長からも答弁ありましたが、茂原市の病院に行くまでに、どうしても4,000円では足りない、そういったことがございまして、一応、長生病院を起点としまして一番遠いであろう幸治の東地区からの料金のほうを想

定しまして、そうしますと大体6,000円あれば長生病院まで行けるという計算になりまして、そちらの試算から、今回、上限は6,000円に引き上げたというところございまして、今のところ、それ以上の上限引上げについては検討しておりません。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 先ほどの答弁によりますと、使用されていない枚数、これも結構あるわけですので、例えば上限を撤廃したからといって、それが一遍に使われてしまうというか、それはちょっと分かりませんが、その辺は、高齢者の方々が使いやすいような方向で、今後、検討していただければなというふうには思います。

また、らくらくタクシーについては、最近走っているのをよく見かけるわけですが、それでも、やはり高齢者、私、この間は6人ぐらいの方とお話したんですけども、6人の中で1人しからくらくタクシーを知らなくて、あとの5人はらくらくタクシーの存在そのものを知らないというふうに言われていたわけです。

制度があっても、やはり知られていなければ意味がありませんので、やはりその周知の方法を、今後工夫していく必要があるのではないかと。広報しらこ等で大きく載せてはいるんですけども、なかなか見られていないんじゃないかというふうに思います。ですから、周知の方法等の効果・検証をしているのかどうか、それをまず1点伺いたいと思います。

それから、らくらくタクシーについては、相変わらず午前中に予約が集中してしまう。それによって、やはり同じ時間帯に2人とか3人になってしまっていて、断られてしまうケースもあるというふうに今でも聞いています。

高齢者の方に、じゃ、午後に行ったらどうですかというお話をしましたら、高齢者の方にとって、やはり午後3時とか4時とかになると、あまり外出をしたくないと、そういうような声が返ってきました。こうした予約の状況は、町としてやはり把握していなければ、やはりこれは問題だと思いますし、把握しているのにそれを対策をしていない、それはなお、やはり問題になるのではないかと思います。

町として、予約件数とか、実際に断ってしまった件数、把握しているのか。あと、町長公約にありましたそういう増便ですとか、それから時間調整、例えばこれ、乗り合いでもいいよという方がいれば、そういうのも含めて、改善策を検討しているかどうか伺いたいと思います。

○議長（宗島理仁君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、まずらくらくタクシーの周知の関係についてお答えいたします。

今現在なんですが、らくらくタクシーの周知方法につきましては、社会福祉協議会の広報紙、明るい白子への掲載、また、地域包括支援センター職員を経由した対象者への周知を行っているところでありまして、以前、広報紙やホームページに載せたことあるんですが、ちょっとここ数年、そちらの周知はしておりませんので、今後、町の広報紙、また、ホームページへの周知のほうを徹底していきたいと思っております。

次に、予約が取れず利用を諦めている人が多いという件で、町がこういった状況を把握しているか、そういう問題なんですが、昨年、令和7年の9月から予約時の重複につきまして記録をして、その把握に努めておるところです。重複している時間帯なんですが、タクシーのほう、1から7便の便がございまして、一番重複が多いところが2便、こちらが9時45分からのものです。続いて、1便、8時45分からの便、続いて3便、10時45分からの便、続いて6便、こちらが午後2時45分からの便となっております。

また、予約が取れず断った件数を把握しているかというご質問ですが、令和7年9月から令和8年2月まで、月平均95件の予約を受けております。予約の重複は月30件ほど発生しておりますが、これらの方全てをお断りしているわけではなく、空いている利用便の時間にご案内をして、極力予約のほうを入れていただいております。よって重複件数につきましては、30件ほどということですが、予約を入れられなかった方は、この半分ぐらいになるということとで把握しております。

また、重複等を改善するため、増便や乗り合いは検討しているかということなんですが、乗り合いにつきましては令和6年度から始めております。同じ目的地の場合や、通所後の帰宅など、定期的に二、三名で、片道または往復で利用されております。現在、乗り合わせは原則2名までであります。運行状況などを踏まえまして、3名まで受け入れるなど、相談に応じて適宜対応しております。

また、増便につきましては、事業に対する利用者需要アンケートを社会福祉協議会のほうで、やはり昨年7月10日付でアンケートを実施しました。調査対象62名にアンケートを行ったところ、42名の方から回答がありまして、便数について、特に不足を感じていないという方が28名、不足していると回答した方が5名、よく分からないという方が9名おりまして、おおむね7割近い、現在の利用者の方は、便数は問題ないという回答でございました。よって、増便については、今のところは検討していないという状況でございます。

回答については、以上でございます。

○議長（宗島理仁君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 乗り合いは実施しているということですが、やはり高齢者の方からは、免許証を今、持っていて、80歳超えても免許証を持って運転していると。免許証がなくなれば外に出られなくなると思う、これは高齢者の方の声なんです。

今、私たちは自分の車で移動できていますけれども、いつかは誰でも免許証を返納する、そういう日が来ると思うんです。そのときに、じゃ、考えますと、買物はどうするのか、病院への通院はどうするのか、例えば親戚に何か用事があって行かなきゃならない、そのときは出かけられるのか、そういうことで不安になると思うんです。

そこで、最後、町長にお聞きしたいんですが、福祉タクシーの制度を、今後どのような位置づけで発展させていくのか。上限撤廃も含めて、将来的な制度拡充の可能性について。それから、らくらくタクシーですね、それを利用制限、午前中に集中する問題、制度そのものも知らない高齢者もいるということで、今後、移動支援全体をどのように再設計していくのか。それから、福祉タクシーとらくらくタクシーを一体的にどのように位置づけていくのか、町長の基本的な考えを伺いたいと思います。

○議長（宗島理仁君） 市川議員、福祉タクシー等の利用についてが、質問が3回目ですので、次に、高齢者等のバス利用のほうに移ってください。

○14番（市川隆子君） じゃ、バス。すみません。じゃ、町長、答えないのね。

じゃ、バス利用のほうで。バスは元気な方は、例えばノンステップバスとかが走っていると、バスは乗りやすいというふうには言われています。町には駅がないわけですから、バス路線がなくなってしまうと、町外への移動というのはさらに困難になってしまいます。ですから、バスも利用者が増えなければ、将来的な路線の維持が厳しくなるというふうに私は思っていますが、高齢者への利用促進は個人支援にとどまらず、路線存続を支える政策ではないかと思います。

先ほど、福祉タクシーとかと関連して、ダブル補助、二重補助になるというようなお話もあったんですが、例えばこれも、その制度設計の工夫で対応していくことができないのか、バス利用者は恐らく少ないのではないかと思われるんですが、現実としてそのバスを、バス停が近いから使っている、バスのほうが安く行けるし、そのほうがいいということで使っているという方もいらっしゃるわけですから、そういう制度設計などの工夫で対応できないのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（宗島理仁君） 企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） ただいまの市川議員のご質問にお答えいたします。

先ほど町長のほうから答弁がありましたとおり、補助の二重になる可能性は十分ございますが、ご指摘のとおり、制度設計の組立てをやることで、可能であるのならば、その方向性も視野に入れて検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 今、高齢者が移動できるかどうかというのは、単なるその交通の問題ではなくて、今日買物に行けるのか、安心して通院できるのか、そして人と会うことによってよりよい社会とのつながりができるという、毎日の暮らしそのものに直結していると思っています。バス路線の利用者が減ってしまえば、こうした交通を守っていくということは非常に難しくなっていくんじゃないかと思います。

ですから、高齢者の移動支援というのは、福祉でもあって、交通政策でもあって、まちづくりでもあるというふうに私は考えています。ですから、今後、車を手放しても安心して暮らせる町、年齢を重ねても外出を諦めなくてもよい町、そんな町であってほしいと私は願っています。制度のさらなる検証と工夫を重ねていただいて、この施策を前に進めていっていただきたいというふうに思います。

それでは続けて、高齢者の見守りについて質問をさせていただきます。

緊急通報装置は、通報が非常に、今のところ少ないという状況です。先ほど答弁にもありましたが、町の制度では利用に当たって2人の協力員の登録が必要というふうになっています。

私は、現在、ある高齢の方の協力員というふうになっています。その方は耳が遠くて、警備会社からの定期的な電話にも出られないことが多くあって、そうしますと、私のところにAさんはお元気でしょうかというふうに警備会社から連絡が入ります。

また、一度、あるときその方が装置を充電しようとして誤ってボタンを押してしまい、朝の4時頃に警備会社から連絡を受けまして、私も、何分で現場に行けますかというふうに警備会社から聞かれ、恐らく支度をして身支度をして出ても10分あれば行けると思いますというふうに答えましたら、10分後に、こちらのほうに折り返しの連絡がなければ、救急車を要請しますということでは言われました。

私も、ですから、そういうわけで急いで現場に向かったわけですが、やはり家には鍵がか

かっておりまして、中には当然、入れません。幸いにもその方のお庭のほうに回って行きましたらカーテンの隙間から朝食の支度をしていたというのが見えまして、無事が確認できたために、警備会社に連絡をしましたが、本当にあのときは、ええっ、どうしようと思って、非常に緊張したのを今でも覚えております。

制度としては、これは必要な仕組みですが、協力員の心理的な負担ですね、それから夜間や早朝の対応、鍵がかかって開かない場合の対応の限界など、そういう課題も、今、感じています。

そこで、協力員の負担について、町はどのように認識しているのか、また、協力員が対応できない場合の体制は十分と言えるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（宗島理仁君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） ただいまの市川議員の質問にお答えいたします。

まず、市川議員からありましたけれども、緊急時に備えてコールセンターからの要請により、対象者宅に駆けつけて安否確認を行う協力員2名の確保が、本制度の登録上必要となっていますけれども、議員がおっしゃられましたが、本当に協力員の方の負担が重く、引受け手が見つからないケースも増えてきております。

協力員の選任が困難な場合なんですけれども、事業者によります警備員の駆けつけサービスを利用してもらっております。こちらのサービスは有料ですけれども、月額330円と大変安価でありまして、本町では今のところ3名の方が利用されています。今後、協力員の方の負担軽減の面からも、協力員の確保が難しい方には、こちらのサービスの活用を進めていきたいと考えております。

また、緊急通報時には協力員が駆けつけられない場合でも、緊急連絡先の登録者の方に確認の上、コールセンターの方のスタッフの判断の下、救急車の要請や町や包括支援センターに連絡するなどの対応を取っていただいております。協力員さんの負担も多少なりとも軽減しておるところでございます。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 警備会社と月額330円でできるのであれば、例えば、そういう方々が申請に来たときに、やはりみんな大変苦勞して協力員を探して、誰もいなければ民生委員さんがなったりとか、いろんな形で苦勞して協力員を探しているわけなので、申請に来た段階で、こういう方法もありますよということで、どうしても見つからないというよりも、そ

の前に申請の段階でそういう説明もしていただけたらいいのではないかなというふうに思います。

もう一つ、鍵が、やはり協力員になっても、その鍵がかかっていて中に入れない、合い鍵を預かることというのはやはり防犯上の不安がある。あるいは利用者の方も鍵がここに置いてありますって他人に伝えることも、やはり不安があるのではないかと思いますので、やはりこういう点は、今後、改善していつていただきたいなというふうに思います。

この制度は、やはり高齢者が安心して暮らすための大切な仕組みであるというふうに私も思っておりますので、町がそれに取り組んでいるということはとても重要なことだと考えています。

しかし、その一方で、協力員として登録された方が夜間や早朝に安否確認のために駆けつけるとか、大きな負担を感じる場合もあります。私自身も協力員として経験する中で、そのようなことを実感しました。高齢化が進んでいく中で、今後、こうしたケースはさらに増えてくるのではないかと思いますので、高齢者の安心とともに、協力する方々の負担軽減にもつながる仕組みづくりを、ぜひ、検討していつていただきたいなというふうに思います。

利用者も協力者も気兼ねなく安心して利用できる制度へと検討していつていただきたいなというふうに思います。

それでは、次に職員の働き方なんですが、今後、検討を進めていきたいということですが、今、茂原市、長生村、両自治体とも、午前、午後それぞれ30分から45分程度の短縮を試行しています。

試行の状況を見ますと、職員の勤務時間自体は変えずに、窓口対応時間を短縮することで、準備ですとか片づけですとか、内部業務の時間を確保するということのようです。しかし、電話対応については従来どおり継続しているようです。このように、住民サービスへの影響を抑えつつ進めているようです。

窓口時間の見直しは単なる時間短縮ではなくて、内部事務時間の確保とか、時間外勤務の削減、それから職員の働きやすい環境づくりといった視点があるのではないかと思います。

町でも既に試行を実施している自治体の実情を、これからぜひ調査していただいて、働き方改革の観点から、今後、どのように進めていくのか、町の基本的な考えを伺いたいと思います。

○議長（宗島理仁君） 総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） ただいまのご質問にお答えします。

それこそ、市川議員のおっしゃるとおり、住民サービス、それから、低下にならないように、それから、職員の働き方改革も含めてですけれども、まずはその状況として、窓口の現在の状況、対応件数がどれぐらいあるのかというところと、それから、住民サービスの低下にならないようなデジタル化の推進ということで、どれだけこう、行政の手続がオンライン化されているのか、あるいはもう一方で、それこそ今、茂原市と長生村が実施しておりますけれども、この動向、この３点を踏まえて、庁舎内の開庁時間の見直しについては、審議していければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宗島理仁君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） やはり既に近隣ではそういう形で実施しているわけですが、今後は、そういう自治体の対応状況等もよく見極めていただいて、その実態ですとか、効果を十分調査していただいて、何よりも住民サービスの影響がないように、影響を与えないように、それから職員の負担軽減ですとか、業務効率の向上などを総合的に検証した上で、町としても検討を進めていっていただきたいというふうに思います。

それでは、こども誰でも通園なんですけど、保護者の就労を要件とせず、保育所に通っていない子供も含め、全ての子供の育ちを応援するという理念というのは非常に大切だと思います。

しかし、私が考えるにはそうであるならば、親の就労いかににかかわらず、子供たちが保育所に入れるように、必要要件が見直されるべきかと思っています。

曜日、時間も自由で、居住地以外でも利用可能とのこと。預けられる子供はちょうど3歳未満児ですから、人見知りの時期にも重なりまして、通常の保育であれば、慣らし保育があるわけですが、それもなく、初めての保育所で、面談はあるということでしたが、初めての保育所で全く知らない保育士さんに預けられるのは、子供にとってもストレスにならないのかなというふうに感じています。

町では、この制度実施に当たり、3保育所での対応となるのか、また、どのぐらいの利用を見込んでいるのか、伺います。

それから、保育士不足が言われている中で、一時保育と併せての対応はどうするのか。さらに、時々来る子供の発育状況によって、アレルギーなどを把握しなければならないと思いますが、業務負担が増えないかどうか伺います。

○議長（宗島理仁君） 住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 市川議員のご質問にお答えいたします。

まず、実施施設に関しましては、南白亀保育所、1か所で実施する予定であります。

利用人数の見込みにつきましては、月数名程度、二、三名程度を今のところ見込んでおりますが、いかんせん新しい制度ですので、どのくらいになるかということは、ちょっと今、見越せていませんけれども、予算上では二、三名程度の見込みであります。

あと、保育士の負担とならないかということのご質問だったかと思えますけれども、本制度の、新しく始まる制度ですけれども、それを見込んだ職員配置を予定しております。なるべく保育士の負担増にならないように、住民課のほうも、併せて対応していければと思っております。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 保育所は、1日を通して年齢とか発達に合わせた遊びですとか生活などの体験を通して関わっていくという中で、子供たちの成長の援助を行っているというふうに私は理解しています。

仮に、その子供たちと一緒に保育するとしたら、毎日通園している子供の中に、時々新しい子が入れ替わり入るということも想定されるわけです。3歳未満ですので、親と離れて泣く子もいると思います。そうしますと、保育士もそちらに手を取られるということも考えられますし、保育士と子供たちの関係もその時々で変わることになります。

預ける子供は少ないというふうに思われるということで今答弁がありましたが、どこからでも利用できるということでしたので、こうした問題にはどのように対応していくのか、伺いたいと思います。

○議長（宗島理仁君） 住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 全国どこからでも、まず、登録自体は所在市町村になります。それで、その後、登録していただいたら、今度は実施施設、例えば里帰りなどで、ほかから白子町に来ていけば、白子町の施設の利用の申請になります。それで面談を実施して、やっと使えるようになるんですけれども、いろいろ、子供たちが新しい環境に、そういった子たちもいますので、慣れて安心して過ごせることができるように配慮した受入れ体制を、まず確保したいと考えております。

特に慣れるまで時間がかかる子供たちもたくさんいると思います。どのようにフォローしていくのか、また在園児の生活リズムなども考慮しながら、子供一人一人の状況を的確に把

握しまして、職員間で情報や認識を共有しながら対応していければなと思っております。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 既に自治体によっては試行的に事業を行っているというところもあるわけです。大きいところがやっているようですが、もし、類似するような自治体があれば、そうした事例も参考にしながら事業を進めていってほしいなというふうに思います。

そして、在園児も含めて、子供たちが安全に過ごすことができるように、引き続き、保育士の確保も進めていっていただきたいというふうに思います。

以上で質問終わります。

○議長（宗島理仁君） 以上で14番市川隆子君の一般質問を終結いたします。

◇ 酒 井 良 信 君

○議長（宗島理仁君） 続いて、10番酒井良信君の一般質問を許します。

10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） それでは、一般質問いたします。

3題、お願いいたします。

1、スーパーマーケットについて。

スーパーマーケットの誘致の現状を伺います。2に、誘致がなかった場合の町内の小売店の影響をどのように考えるかを伺います。

大きい2番目といたしまして、町有地の利活用について伺います。

1に、寄附された土地の利活用の現状を伺います。2に、その他の町有地の利活用の現状を伺います。

3で、副町長の選任について伺います。

大項目1点目のスーパーマーケットについて伺います。

町内唯一のスーパーマーケットが撤退して、既にかかなりの年数が経過いたしました。既存店の努力や移動スーパーなどにより、町民の生活に甚大な影響が出ることは避けられているようですが、やはり十分ではないと思います。たしか、町長のマニフェストにもスーパーマーケット誘致を積極的に実行するような内容があったと思います。また、役場内部にスーパ

スーパーマーケットの誘致を推進する特別チームをつくったとも聞いております。

これらの状況を踏まえ、スーパーマーケットの誘致の現状を伺います。

また、誘致がかなって、町内にスーパーマーケットが出店された場合、逆の話になり恐縮ですが、これまでに多大な尽力で町民の日常生活を支えてきている中小小売店などの既存店や移動スーパーに少なくとも影響が出ることも予想されます。

そこで、スーパーマーケットの誘致と中小小売店の既存店との共生をどのように考えるか伺います。

大項目2点目、町有地の利活用について伺います。

令和7年9月議会定例会で、用地取得事務委託料400万円として予算措置された土地の利活用の現状について伺います。

私の記憶ですと、関地区の洋品店の東側の土地を寄附していただき、その登記事務に関する費用として予算計上されたと思います。この土地を若者向けの住宅建設用地として利活用しようとしているのか、コンパクトシティに対応する公共施設の建設用地として検討しているのか、これまでに特に説明がありません。全く分かりませんが、この寄附された土地の現状を改めて伺います。

その2の、また、南白亀保育所跡地やアクア健康センター周辺、労災リハビリセンター等のそのほかの町有地や老朽化した施設も多くあります。これらの利活用や機能の見直しが進んでいないかのように感じております。それぞれの現状や今後の見通しについて伺います。

大項目3点目、副町長の選任について伺います。

前石井町長時代は、任期の4年間、副町長が不在となり、正直なところ行政運営は難しかったと思いますし、町職員、特に総務課長の負担は大きかったと思います。今、緑川町長時代になっても、同様に副町長が不在となっております。副町長不在で、町職員も大変だなと思います。

そこで山積する町の課題解決や、緑川町長のマニフェスト実行のためにも、副町長を選任することは最重要課題の一つだと思いますが、現時点で副町長の選任について、どのように考えているのか伺います。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 酒井議員の質問にお答えをいたします。

まず、スーパーマーケット誘致の現状とのことでありますが、企画財政課を事務局とするスーパー誘致プロジェクトチーム、それを昨年立ち上げ、その後、企画課職員がスーパー本社を訪問しております。私も、一、二事業者ほど一緒に訪問したところもあります。

これからの対応としましては、一度に数社、出店の打診をすると、またかち合うということもありますので、一件一件丁寧に誘致活動を行っていくというところで、相手の回答を待っている状況でございます。

次に、誘致がかなった場合の町内小売店への影響をどのように考えるかということでございますが、スーパーの誘致がかなった場合、現在の町内の小売店の悪影響があるということは、利益相反、議員も言われたとおり、相反するものがありまして、そうなりますと、誘致すべきか否かという原点に返ってしまうということもありますが、私は公約の中で、町民が町にスーパーが必要であるという大きな声を聞いて、その第1目標として、第1候補として施策に立ち上げてありますので、今後、多くの意見をまた聞きながら、スーパーマーケットの誘致を引き続き根気よく行っていきたいなと、そのように思っております。

続きまして、寄附された土地の利活用の状況をどのようになっているかということでございますが、寄附された五井地区の2筆の土地を令和7年2月に、移住定住施策用地として利活用できると判断されたため、寄附を受けております。

また、この2筆の土地を分断する形で、所有権移転が困難である細い土地が存在しておりますので、現時点では、一体的な活用がちょっと難しいというところになっております。

この土地の取得につきましては、現在、弁護士と協議を進めているところでございます。

町としましては、当該土地を一体的に移住定住施策用地として管理、活用していくことが望ましいと考えており、関係権利の整理及び登記手続が完了した後、宅地分譲等を含めた具体的な利活用について検討をしております。

次に、その他の町有地の活用についてでございますが、第1に、旧南白亀保育所の跡地でございますが、令和6年11月に、公有地等有効活用検討委員会を開催しまして、宅地分譲事業として進める旨の方針が決定されましたが、その後、様々な角度から事業内容を検討し、民間資金や経営能力を活用するPFI事業として、公的賃貸住宅の検討も、現在、視野に入れてきております。

再度、公有地等有効活用検討委員会を開催して、未利用地の場所がありますので、その辺を整理しながら進めていきたいと思っております。

次に、副町長の選任をどのように考えるかということでございますが、昨年6月19日に町

長就任以来、議員各位には、町政全般の円滑なる運営に格別なるご支援、ご協力をいただいているところに対して、お礼を申し上げるところでございます。

町長就任後に臨時議会を開催していただいて、空席がありました白子町教育委員会教育長の選任を同意をいただいて、白子町のエ育行政の推進に積極的に取り組んでいるところでございます。

ご質問いただいております副町長の選任の件ですが、教育長の同意をいただいた後、早めに選任したいと思っておりますけれども、仕事に追われて現在に至っているのが現状でございます。

議員からもお話しいただいたとおり、私も職員も、職員といっても、総務課長、企画課長、そういう方々が、大変なところは目にしておりますので、今後も町の発展やら町民生活をより一層向上させるというところにおいても、私一人では動けないところもありますので、副町長が必要とは思っております。今後も人選を早めに進めたいと思っております。

○議長（宗島理仁君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） 1点目のスーパーの件なんですけれども、スーパーの今の現状として、スーパー誘致は非常に難しいと私も考えるところなんですけれども、それは、石井前町長時代も、本人も相当一人で回って、いろんなところを回ってきた結果、何か大分、反応が全然どこもないというところも聞いていますし、スーパーも営業ですから、この辺、今の白子町の現状の立ち位置としては、多分、相当な補助とかそういうのをやらない限り、普通のスーパーの出店にはなかなか至らないと思うんですよ。その点を感じましてね、皆さん、ぐるっとスーパーを回ってお願いしても、多分、非常に難しい問題は多分あると思うんですよ。

そこで、私とか、いろんな人が、議会のほうでもいろんな考えを持っているんですけれども、生肉と魚屋さんと野菜屋さん、それから惣菜屋さんが入る施設を町で造るとかしてやれば、今、現実、ウエルシアとヤックスがありますので、その辺、ヤックスの周辺に、そういう建物を町として建てれば、結構、町の業者を入れて、何とかしのげるんじゃないかなという気もするんですけれども、その辺の場所的には、今、サッカーグラウンドがあるでしょう。あそこが多分、道が幅が広がって潰れると思うんですよ。その辺のあそこを利活用して、町でそういう計画を立てたらいかがですか。ちょっとその辺を伺います。

○議長（宗島理仁君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 今の酒井議員からのお話をいただいたとおり、やはり私たち、私たちというのは私もプロジェクトチームですね、業者との折衝に当たっているんですが、やはり

商圈というのがやっぱりありまして、何ですか、何キロに何人とか、あるいは1キロに何人、2キロ何人という、要は人口的な面が一つ。それとあと、人口に合わせて、今度は売上げが幾らかないところになると、やっぱり数社当たったんですが、やっぱり最後の話になると、そういうところになって、ちょっと行きづらいなあということが結論が出ておりまして、それでもちょっと何社か当たっているのが一つあります。

それともう一つ、議員から言われたとおり、生鮮食料品、要は魚とか肉とか野菜とか、そういうのに限って、小ぢんまりとした施設でもいいじゃないかなというのは、私も実は思っています、そういうところのお店も二、三、回って現状、見てあるんですけども、今現在、それをスーパーの事業者というのを当たっているところで、今のところ、極端に言うと、まだ全部バツじゃありませんので、まだ交渉ができていところも幾つかありますので、ただ、糸的にはちょっと細い糸なんですけれども、それがちょっと、どうしても駄目という結論を早めに出していただく中でその次にいかないと、私のほうが先にいっちゃったら、今度はスーパーの事業者がじゃ、いくよになっているという、何か行き違いなっても困りますので、そういう結論を早くいただきたいなというところで話は進めていますので、もうしばらくちょっと、あるいはまたご協力いただく面は、皆さん方から声をかけていただくなり、こういうところがあったよと、また町のほうに言っていただく、そういう面もできれば必要かなと、よろしくその点をお願いしたいと思います。

○議長（宗島理仁君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） それでは、スーパーマーケットの件につきましては。

2番のほう、町有地の利活用について、大体、分かりましたので、ただ、私が強く思っているのは、南白亀保育園の跡地について、もう少しちょっと、企画課長、詳しい説明をちょっとお願いしたいんですけども。

○議長（宗島理仁君） 企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） ただいまの再質問にお答えいたします。

旧南白亀保育所跡地の利活用ということで、町長の答弁にもありまして、以前、検討委員会で検討した際は、4区画の分譲で移住定住施策とする方向で決定いたしましたが、その後、ちょっと様々な角度から再度検討したところ、4区画で割とあまり大きくない区画ではなくて、集合住宅で、できるだけ人が入るような形でPFI事業とかを入れながら、そういったものがないかというところを、現在、検討しております。

今、検討の段階ではございますけれども、中に2棟ほど建てて、9世帯ぐらい入れるよう

なものを、まだ検討段階ですけれども、そういったものも、今、検討しています。

ですから、4区画ということではなくて、そういうことも含めて検討しておりますが、一旦決定したものを、もう一度違うものに変えるには、やはり検討委員会で再度もまないといけませんし、そういう事業を投入する際には大きな予算を必要としますので、方向性が決まりましたら、再度ご説明させていただいて、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） まず、南白亀保育園の跡地なんですけれども、これ、私もすごく、前回もその前も質問したと思うんですけれども、白子町に来た人たちが、ぽつぽつですけれどもいるんですよね。結構いるんですけれども、アパートがない、借家がなかなか見つからない、そういう意見が結構こちらにも来ているんですけれども、ただ、PFIだっけ、そのやつを4区画にするんじゃなくて、もっとたくさん、ちょっと高級なところで、私は

としていたわけなんですけれども、その辺について、よそからも来たいけれども来られないという一つの話もありますので、それを早く進めていただきたいと思います。

それでは、大項目3点目の副町長の選任についてなんですけれども、町長、さっき話していましたので、これ、あれですけれども、総務課長と企画課長、議会議員、議会の局長も、もうすごく大変な、今、思いをしていると思うんですよ。ですから、その負担をなるべく軽くしてあげるように、早めに選任していただければいいと思いますので。

それでは、以上で質問を終わります。

○議長（宗島理仁君） 以上で10番酒井良信君の一般質問を終結いたします。

今期定例会に通告されました一般質問は全部終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開は午後2時20分といたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時20分

○議長（宗島理仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承認第1号～同意第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宗島理仁君） 日程第7、承認第1号 令和7年度白子町一般会計第7回歳入歳出補正予算の専決処分事項の承認を認めることについてないし日程第9、同意第2号 白子町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） それでは、今議会に提案いたしました各議案について説明をいたします。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

令和7年度白子町一般会計第7回歳入歳出補正予算について緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会に承認を求める。

令和8年3月6日提出。

白子町長、緑川輝男。

これは企画財政課長から内容説明いたします。

次に、同意第1号 白子町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

白子町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年3月6日提出。

白子町長、緑川輝男。

記載のとおりとし、氏名、地引久貴、生年月日、昭和51年7月28日、住所、東京都江東区大島七丁目22番16の1202号。再任をお願いするものでございます。経歴は経歴書をご覧くださいと思います。

同意第2号 白子町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白子町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月6日提出。

白子町長、緑川輝男。

記載のとおりとし、氏名、荒井克政、生年月日、昭和26年4月21日、住所、白子町五井1718番地。再任をお願いするものでございます。経歴は経歴書をご覧いただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 続いて、承認第1号の内容説明を求めます。

企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） それでは、承認第1号の内容説明をさせていただきます。

⑥承認1、補正予算書のファイルをお願いいたします。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度白子町一般会計第7回歳入歳出補正予算）の内容説明をいたします。

今回の補正につきましては、白子町長に対する住民訴訟が提起されたことにより、一般管理事業を緊急に執行する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度白子町一般会計第7回歳入歳出補正予算を令和8年1月30日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

補正予算書の2ページをご覧ください。

今回の専決処分による補正につきましては、歳入歳出それぞれ66万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ65億6,696万9,000円とし、併せて繰越明許費の補正を行うものでございます。

初めに、繰越明許費についてご説明いたしますので、5ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、一般管理事業33万円につきましては、年度内完了が見込めないため翌年度に繰り越すものでございます。

次に、歳出より説明いたしますので、9ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、一般管理事業は、顧問弁護士委託料66万円を追加するものでございます。

次に、これを賄う財源の歳入につきましてご説明いたしますので、8ページをご覧ください。

財源の歳入につきましては、20款1項1目の繰越金を66万円追加し、歳出を賄う財源とするものでございます。

以上で、承認第1号の説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 以上で提案理由、内容説明が終了いたしました。

これより承認第1号 令和7年度白子町一般会計第7回歳入歳出補正予算の専決処分事項の承認を求めることについて質疑を行います。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 専決処分されたものでありますので、改めての質疑ということではないんですけれども、明許繰越しをまたされるかも分かりませんが、この66万円の根拠というのは、どういうところから算出されたものでしょうか。

○議長（宗島理仁君） 総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） お答えいたします。

これにつきましては、顧問弁護士から見積りをいただいて、それによって計上させていただいているところです。

以上でございます。

○議長（宗島理仁君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ということは、今回の訴訟についてはこれで、いけるだろうということはないんでしょうけれども、恐らく算出根拠が顧問弁護士のほうにはおありだというふうに理解してよろしいですか。

○議長（宗島理仁君） 総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） 決してそうではなくて、場合によってはもう少し支出が増える可能性もございますし、減る可能性もございます。いずれにしても33万円は着手金として支出済みですが、報酬額につきましては、この裁判内の状況によって、回数によってまた変わってくるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（宗島理仁君） ほかに質疑ありますか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

お諮りいたします。

同意第1号 白子町監査委員の選任につき同意を求めることについては、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第1号 白子町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案による者を適当と認めることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

同意第2号 白子町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第2号は、原案による者を適当と認めることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎発議案第 1 号及び発議案第 2 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宗島理仁君） 日程第10、発議案第 1 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第11、発議案第 2 号 白子町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてを一括議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

11番今関勝巳君。

○ 1 1 番（今関勝巳君） 発議案第 1 号。

令和 8 年 3 月 6 日。

白子町議会議長、宗島理仁様。

提出者、白子町議会議員、今関勝巳。

賛成者、白子町議会議員、大多和正之、大多和秀一、酒井良信、梅澤哲夫、大多和正夫。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり白子町議会会議規則第13条の規定により提出します。

趣旨説明といたしまして、本件につきまして、現在の条例第 5 条第 2 項に規定する期末手当の支給率を第 1 条関係を100分の230から100分の235へ、第 2 条関係100分の235から100分の232.5にしようとするものであります。

資料として新旧対照表を添付してありますので、ご参照願います。議員各位のご賛同をお願いいたします。

発議案第 2 号。

令和 8 年 3 月 6 日。

白子町議会議長、宗島理仁様。

提出者、白子町議会議員、今関勝巳。

賛成者、白子町議会議員、大多和正之、大多和秀一、酒井良信、梅澤哲夫、大多和正夫。

白子町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり白子町議会会議規則第13条の規定により提出します。

趣旨説明といたしまして、最近の社会情勢の変化に対応するとともに、住民に開かれた議会の実現を図る観点から、全国町村議会議長会が標準町村議会傍聴規則の一部を改正しました。

本町議会も白子町議会基本条例の趣旨にのっとり、開かれた議会に向け、現行の白子町議会傍聴規則を同様に改正するものです。

資料として新旧対照表を添付してありますので、ご参照願います。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 以上で、趣旨説明が終了いたしました。

これより、発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 発議案第1号について反対の立場から討論します。

この議案は、人事院勧告を踏まえたものだと思います。町民は長引く物価高騰により生活が大変厳しくなっています。議員自らの報酬に関わる問題でもあることから、町民の理解を十分得られる状況にあるのか慎重に判断する必要があると考えます。

以上の理由から、本議案には賛成できないことを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（宗島理仁君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

原案に賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号 白子町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号～議案第20号の一括上程、説明、質疑

○議長(宗島理仁君) 日程第12、議案第15号 令和8年度白子町一般会計歳入歳出予算についてないし日程第17、議案第20号 令和8年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長(緑川輝男君) 引き続きまして、提案いたしました議案について説明をいたします。

議案第15号 令和8年度白子町一般会計歳入歳出予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ56億4,000万円と定める。

令和8年3月6日提出。

白子町長、緑川輝男。

これは企画財政課長より内容説明いたします。

次に、議案第16号 令和8年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15億4,650万9,000円と定める。

令和8年3月6日提出。

白子町長、緑川輝男。

議案第17号 令和8年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億4,825万2,000円と定める。

令和 8 年 3 月 6 日提出。

白子町長、緑川輝男。

以上 2 議案は住民課長より内容説明いたします。

次に、議案第18号 令和 8 年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15億6,589万5,000円と定める。

令和 8 年 3 月 6 日提出。

白子町長、緑川輝男。

これは健康福祉課長より内容説明いたします。

次に、議案第19号 令和 8 年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 億1,878万5,000円と定める。

令和 8 年 3 月 6 日提出。

白子町長、緑川輝男。

これは環境課長より内容説明いたします。

次に、議案第20号 令和 8 年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について。

令和 8 年 3 月 6 日提出。

白子町長、緑川輝男。

これはガス事業所長より内容説明いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 続いて、概要説明を求めます。

議案第15号の概要説明について、企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） ⑮議案15、新年度予算書一般会計のファイルをお願いいたします。

それでは、議案第15号 令和 8 年度白子町一般会計歳入歳出予算について概要をご説明いたします。

予算書の 3 ページをご覧ください。

令和 8 年度一般会計予算の総額は歳入歳出それぞれ56億4,000万円を計上いたしました。前年度と比べ 6 億8,400万円、10.8%の減となりました。

それでは、第 1 表、歳入歳出予算に基づき説明させていただきます。

初めに、歳出予算から説明いたしますので、7ページをご覧ください。

1款議会費は、前年度とほぼ同額の8,818万7,000円を計上いたしました。

2款総務費は、前年度と比べ4億5,407万6,000円減の9億8,739万2,000円を計上いたしました。1項総務管理費の減が主なものでございます。

3款民生費は、前年度と比べ1億1,786万4,000円増の18億5,149万6,000円を計上いたしました。1項社会福祉費及び2項児童福祉費の増によるものでございます。

4款衛生費は、前年度と比べ3,119万円増の6億142万8,000円を計上いたしました。1項保健衛生費及び4項環境衛生費の増が主なものでございます。

5款農林水産業費は、前年度と比べ3,120万8,000円減の2億7,203万2,000円を計上いたしました。1項農業費の減が主なものでございます。

6款商工費は、前年度と比べ3,546万4,000円増の2億1,111万2,000円を計上しました。8ページの1項商工費の増によるものでございます。

続いて、8ページをお願いします。

7款土木費は、前年度と比べ1,419万7,000円増の2億4,689万円を計上いたしました。2項道路橋梁費の増が主なものでございます。

8款消防費は、前年度と比べ250万7,000円減の2億6,229万6,000円を計上いたしました。

9款教育費は、前年度と比べ3億7,902万2,000円減の6億5,569万8,000円を計上いたしました。1項教育総務費、2項小学校費及び4項社会教育費の減が主なものでございます。

11款公債費は、前年度と比べ1,728万7,000円減の3億4,982万1,000円を計上いたしました。

12款諸支出金は、前年度と比べ135万5,000円増の1億364万1,000円を計上しました。

9ページをお願いいたします。

13款予備費は、前年度と同額の1,000万円を計上いたしました。

以上が歳出予算の概要となります。

続いて、歳入予算についてご説明いたしますので、4ページをご覧ください。

1款町税は、令和7年度の実績を勘案し町税全体で前年度と比べ3,825万8,000円増の13億4,584万8,000円を計上いたしました。

2款地方譲与税から、5ページの10款地方特例交付金まで合計4億345万円で、前年度と比べ1,774万9,000円の増となりました。

11款地方交付税は、国の動向を踏まえ前年度と比べ2億500万円増の19億2,000万1,000円を計上いたしました。

12款交通安全対策特別交付金は、前年度とほぼ同額を計上いたしました。

13款分担金及び負担金は、前年度と比べ281万5,000円増の1,919万1,000円を計上いたしました。

14款使用料及び手数料は、前年度とほぼ同額を計上しております。

15款国庫支出金は、前年度と比べ2,521万8,000円減の4億1,890万9,000円を計上いたしました。

16款県支出金は、前年度と比べ83万6,000円増の3億6,719万1,000円を計上いたしました。

6ページをお願いいたします。

17款財産収入及び18款寄附金は、前年度とほぼ同額を計上いたしました。

19款繰入金は、前年度と比べ3億5,418万7,000円減の7億4,431万3,000円を計上し、歳出予算を賄う財源不足に対応いたしました。

なお、基金の趣旨に沿って、公共施設整備基金、ふるさとしらか応援基金など、特定目的基金から効率的に繰入れを行いました。

また、町の保有基金の中核となる財政調整基金からの繰入金は、前年度と比べ265万3,000円減の5億3,800万円を計上いたしました。

21款諸収入は、前年度と比べ623万4,000円増の5,922万7,000円を計上いたしました。

22款町債は、前年度と比べ5億7,650万円減の5,680万円を計上しました。なお、令和8年度末の町債残高見込みは36億2,540万1,000円となります。

以上、議案第15号 令和8年度白子町一般会計歳入歳出予算について概要の説明をさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 次に、議案第16号及び議案第17号の概要説明について、住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 議案第16号 令和8年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について概要説明いたします。

⑩議案16、新年度予算書国保特会の2ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度と比較し4.42%の減、15億4,650万9,000円を計上いたしました。

それでは、第1表、歳入歳出予算に基づきご説明いたします。

初めに、歳出予算からご説明いたします。

4 ページをお願いいたします。

1 款総務費は、1 項総務管理費4,116万円、2 項徴税費880万円など合わせまして5,005万9,000円を計上いたしました。前年度と比較して821万8,000円の増額となりました。

2 款保険給付費は、1 項療養諸費 9 億5,831万円、2 項高額療養費 1 億4,619万円などを合わせまして11億1,255万3,000円を計上いたしました。前年度と比較して6,232万円の減額となっております。

3 款国民健康保険事業納付金は、1 項医療給付費分 2 億2,834万5,000円、2 項後期高齢者支援金分8,502万4,000円などを合わせまして 3 億5,228万3,000円を計上いたしました。前年度と比較して1,742万2,000円の減額となっております。

5 款保健事業費は、特定健診や保健指導の実施などに係る経費で、2,834万3,000円を計上いたしました。前年度と比較して 5 万円の減額となっております。

以上が歳出予算の概要となります。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。

3 ページへお戻りください。

1 款国民健康保険税は、2 億4,737万5,000円を計上いたしました。前年度と比較して2,191万9,000円の増額となりました。増額の主な要因は、子ども・子育て支援金制度の創設によるものです。

4 款県支出金は、普通交付金、特別交付金などを合わせまして11億2,790万4,000円を計上いたしました。前年度と比較して6,028万6,000円の減額となっております。

6 款繰入金は、一般会計繰入金など 1 億3,010万3,000円を計上いたしました。前年度と比較して767万3,000円の減額となっております。

7 款繰越金は3,970万4,000円を計上いたしました。

以上、議案第16号 令和 8 年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について概要説明させていただきました。

続きまして、議案第17号 令和 8 年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について概要説明いたします。

⑰議案17、新年度予算後期特会の 2 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度比21.72%増の 2 億4,825万2,000円を計上いたしました。

第 1 表、歳入歳出予算に基づきご説明いたします。

初めに、歳出からご説明いたします。

4 ページをお願いいたします。

1 款総務費は、1 項総務管理費160万8,000円と2 項徴収費189万3,000円を合わせまして350万1,000円を計上いたしました。前年度と比較し146万7,000円の増額となっております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、千葉県後期高齢者医療広域連合への納付金で2億4,404万9,000円を計上いたしました。前年度と比較し4,283万3,000円の増額となっております。

以上が歳出予算の概要となります。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。

3 ページへお戻りください。

1 款後期高齢者医療保険料は、1 億9,101万8,000円を計上いたしました。前年度と比較して3,710万円の増額となっております。

3 款繰入金は、事務費繰入金や保険基盤安定繰入金などを合わせまして5,653万2,000円を計上いたしました。前年度と比較して720万円の増額となっております。

以上、議案第17号 令和8年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について概要説明させていただきました。

議案第16号及び議案第17号についてご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 次に、議案第18号の概要説明について、健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、議案第18号 令和8年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について概要説明いたします。

ファイル⑱議案18、新年度予算書介護特会の2 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度と比べ5.9%増の15億6,589万5,000円を計上いたしました。

それでは、第1表、歳入歳出予算に基づきご説明いたします。

初めに、歳出予算から説明いたします。

5 ページをお願いいたします。

1 款総務費は、1 項総務管理費4,652万9,000円、2 項徴収費278万2,000円、3 項介護認定審査会等費870万円を合わせまして5,801万1,000円を計上いたしました。前年度と比較して252万2,000円の増となります。

2 款保険給付費は、1 項介護サービス等諸費14億4,319万3,000円を計上いたしました。前年度と比較して8,125万1,000円の増となります。

3 款財政安定化基金拠出金、4 款基金積立金はそれぞれ1,000円を計上いたしました。

5 款地域支援事業費は、1 項介護予防・生活支援サービス費1,797万円、2 項一般介護予防事業費460万6,000円、3 項包括的支援事業・任意事業費4,063万5,000円などを合わせまして6,327万2,000円を計上いたしました。前年度と比較して243万9,000円の増となります。

6 款諸支出金は、1 項償還金及び還付加算金41万3,000円、2 項繰出金5,000円を合わせまして41万8,000円を計上いたしました。前年度と比較して同額となっております。

以上が歳出予算の概要となります。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。

3 ページへお戻りください。

1 款保険料は、2 億8,315万3,000円を計上いたしました。前年度と比較して543万8,000円の増となります。増額の主な要因は、被保険者数の増によるものです。

3 款国庫支出金は、1 項国庫負担金、3 項国庫補助金を合わせまして3 億6,432万4,000円を計上いたしました。前年度と比較して2,094万5,000円の増となります。

4 款県支出金は、1 項県負担金、2 項財政安定化基金支出金、3 項県補助金を合わせまして2 億1,269万円を計上いたしました。前年度と比較して1,184万2,000円の増となります。

7 款繰入金は、1 項一般会計繰入金と2 項基金繰入金を合わせまして3 億987万円を計上いたしました。前年度と比較して2,789万1,000円の増となります。

以上、議案第18号 令和8年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の概要といたします。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 次に、議案第19号の概要説明について、環境課長、金坂潤一君。

○環境課長（金坂潤一君） それでは、議案第19号 令和8年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について概要説明申し上げます。

恐れ入りますが、⑨の議案19、新年度予算書ファイルの2 ページをお願いいたします。

歳入歳出の予算の総額をそれぞれ1 億1,878万5,000円と定めるものであります。

初めに、歳出よりご説明申し上げますので、恐れ入りますが10ページをお願いいたします。

1 款総務費、総額で1 億1,878万2,000円を計上いたしました。うち、1 項1 目一般管理費は519万6,000円と計上しました。前年度比39万円の増です。こちらは人件費の増額によるも

のです。

11ページをお願いいたします。

2 項 1 目維持管理費ですけれども、1 億1,358万6,000円を計上いたしました。主なものは維持管理に係る委託料、工事費等々になっております。前年度比マイナス157万2,000円の減となっております。

恐れ入りますが、次に、財源となります歳入についてご説明申し上げます。

8 ページをお願いいたします。

1 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目負担金は45万円を計上いたしました。

続きまして、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目使用料は4,200万1,000円を計上いたしました。

続きまして、3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金は7,633万1,000円を計上いたしました。

以上で、令和8年度コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算の概要説明を終わりにいたします。

なお、給与費明細書を16ページ以降に添付してございますのでご参照ください。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宗島理仁君） 次に、議案第20号の概要説明について、ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 番号㊟、議案第20号 令和8年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算の資料をご覧ください。

概要説明いたしますので、ガス事業予算書の2ページをご覧ください。

第2条、業務の予定量から、（1）供給戸数は2,850戸、（2）年間ガス販売量を247万立方メートル、（3）1日平均ガス販売量を6,767立方メートルを予定するものです。

販売量につきましては、プロパンガスからの切替えや家庭用乾燥機導入等の増加要因もありますが、人口減少及び温暖化の影響を考慮した減少傾向で推移する見込みとし、予定量を決定いたしました。

次に、第3条、収益的収入及び資質の収入より、第1款ガス事業収益を3億749万円、主なものとして第1項の製品売上では、ガス使用料金として2億9,288万8,000円。次に、第2項営業雑収益では、新增設工事や内管入替工事等に係る収入として874万4,000円、そして、第3項営業外収益では、ガス料金の値引きに適用した政府補助金収入等を含め、585万5,000円を見込むものです。

支出では、第1款ガス事業費用を3億170万1,000円。主なものとして第1項売上原価では、ガスの仕入れに係るもので1億2,008万8,000円。第2項供給販売費では、職員人件費や委託作業費等、安全・安定供給及び保安に関するもので、1億2,753万3,000円。第3項一般管理費では、全般的な管理業務に要する費用として3,596万5,000円を予定するものです。

次に、3ページに移りまして、第4条、資本的収入及び支出でございますが、収入より、第1款資本的収入を1,500万1,000円、支出では、本管入替工事等への建設改良費用及び企業債の元金償還費用として、第1款資本的支出を1億50万1,000円とするものです。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額8,550万円を過年度分損益勘定留保資金から5,046万円、当年度分損益勘定留保資金から3,013万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額から490万9,000円を補填する見込みでございます。

次に、第5条では建設投資の財源として借り入れる企業債の限度額を1,500万円とするものです。

なお、借入れ方法等につきましては記載のとおりでございます。

次に、4ページの第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費を5,391万5,000円、第9条では、棚卸資産購入限度額を308万円と定めるものです。

以上で、議案第20号 令和8年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

なお、5ページ以降に実施計画や給与費明細書等を添付してございますのでご参照ください。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 以上で概要説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第15号 令和8年度白子町一般会計歳入歳出予算についてないし議案第20号 令和8年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算については、まず総括質疑のみを行い、委員会条例第5条の規定により、議案第15号ないし議案第20号を審査する予算審査特別委員会を設置し、これに詳細な調査、審査を付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号ないし議案第20号は、最初に総括質疑を行い、詳細な調査、審査

については予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

委員会条例第5条第2項の規定により、予算審査特別委員会委員の定数を13名としたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の定数は13名とすることに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

予算審査特別委員会委員の選任は、委員会条例第6条第4項の規定により、議長を除く全議員13名を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任されました。

これより、議案第15号 令和8年度白子町一般会計歳入歳出予算について総括質疑を行います。

総括質疑は、一般会計予算全体に関する質疑だけとし、予算書に記載されている個別具体的な事務事業についての質疑は予算審査特別委員会において行うこととしてください。

総括質疑、いかがでしょうか。

13番大多和秀一君。

○13番(大多和秀一君) それでは予算編成の考え方について伺いますけれども、8年度は財調含めて基金から7億4,000万円の繰入れをして予算編成がされるというふうに説明がありました。また、施政方針では、経常収支比率が上がりますという説明もありました。財政指標であります、もう2つありますけれども、実質収支比率の推移予測並びに実質公債費の比率の推移予測について伺います。

さらに、今後の財政の健全化をどう図っていくのかというその考え方も伺います。

○議長(宗島理仁君) 当局の答弁を求めます。

企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

予算編成に当たっての基本方針につきましては、町長の施政方針にもありましたとおり、基本構想で掲げる将来像の実現に向けました3つのまちづくりの目標に基づく取組を着実にを行うため、予算配分をしております。

まず、一つとして、町民の命を暮らしを地域で支える取組の推進、2項目として未来を担う子供たちの健やかな成長に資する取組の推進、3項目として豊かな地域資源を活用した環境、経済の好循環に資する取組の推進ということで組み立てております。

あと経常収支比率ですが、これも施政方針の中ではございましたが、81.8%ということでございます。これにつきましては、行財政経営適正化プランの中で令和9年度90%以内という目標の中で動いております、現在81.8%ということで90%にいかないような形で努力はしております。

あと、すみません。2つの指標につきましては、ただいまちょっと手持ちに数値がございませんので、予算審査特別委員会の中で再度お示ししたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（宗島理仁君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは特別委員会の中である程度数字を示していただければというふうに思います。これはあくまでも推移予測で構いませんので、よろしくお願いをします。

それから、その後の将来的なものを考えて財政の健全化をまたこれからどう図っていくのかという考え方も伺います。その基本になるのは、8年度は、要は基金から7億程度で済むかもしれませんけれども、それ以降のことを考えたときに、今のもちろん町税が予算編成の基本にありますけれども、この町税額の限度を感じています。

そうすると、じゃ、どうやって本町の予算編成をしていくかということになると、今回もやりましたように基金の活用をしていかなければならない。基金の活用には限度があるというふうになるじゃないですか。さらには、交付金、補助金も利用していかなければならない。その次には起債をしていかなければならないというふうになっていくと思うんです。

こういうものを基軸にして本町の予算編成を将来的にしていったときに、そのしっかりとした長期展望をしておかないと、本町、ひょっとしたら立ち行かなくなるというようなことも懸念をしておりますので、それも含めてしっかりした予算編成の在り方を長期展望に従って作成していただきたいというふうに期待、希望をしております。よろしくお願いします。

○議長（宗島理仁君） ほかに質疑ありますか。

（なしと呼ぶ声あり）

総括質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

次に、議案第16号 令和8年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について総括質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

総括質疑はないようですので、総括質疑を終結いたします。

次に、議案第17号 令和8年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について総括質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

総括質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

次に、議案第18号 令和8年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について総括質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

総括質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

次に、議案第19号 令和8年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について総括質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

総括質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

次に、議案第20号 令和8年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について総括質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

総括質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は3時35分といたします。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時35分

○議長（宗島理仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（宗島理仁君） 休憩中に開催されました予算審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果について通知がありましたので、ご報告いたします。

予算審査特別委員長につきましては、梅澤哲夫君、副委員長につきましては、大多和正夫君の両名が就任されました。

また、予算審査特別委員会は、3月9日と3月12日の2日間で、別紙日程表のとおり開催予定となりますので、ご承知おきください。

以上で報告を終わります。

◎議案第1号～議案第8号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宗島理仁君） 日程第18、議案第1号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてないし日程第25、議案第8号 白子町地域防災計画の改定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 引き続いて、提案いたしました議案について説明をいたします。

議案第1号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、詳細は税務課長より内容説明いたします。

議案第2号 白子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第3号 白子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、以上、2議案の詳細は住民課長より内容説明をいたします。

議案第4号 白子町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、詳細は産業課長より内容説明いたします。

議案第5号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条

例の制定について、議案第7号 白子町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 白子町地域防災計画の改定について、以上の4議案の詳細は総務課長より内容説明いたします。

議案第1号ないし議案第8号の提案説明を終わります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第1号の内容説明について、税務課長、田邊健治君。

○税務課長（田邊健治君） 議案第1号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明申し上げます。

④提出議案説明資料1ページ及び2ページにて説明させていただきますので、お願いいたします。

今回の改正ですが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月12日に交付され、子ども・子育て支援制度が創設されたことに伴い、地方税法の一部改正が行われ、令和8年度から子ども・子育て支援納付金分が付加されることとなるため、白子町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

改正の内容ですが、第2条中において現行の基礎課税分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の3区分に新たに子ども・子育て支援納付金分を定め、4区分とするとともに、第9条の次に第9条の2、第9条の3及び第9条の4を追加し、子ども・子育て支援納付金課税額として、所得割額を基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じた額、均等割額を被保険者1人について1,700円、18歳以上被保険者均等割額を18歳以上の保険者1人について200円を創設するものとなります。

なお、施行日は令和8年4月1日といたします。

また、資料といたしまして、7、新旧対照表のほうを添付してございますので、ご参照いただければと思います。

なお、本改正に伴う課税限度額18歳未満被保険者に対する均等割の減免及び低所得者に対する軽減の設定等につきましては、国からの政令を待って、公布後に所要の整備を行うことを予定しております。

また、本改正につきましては、本年2月26日に改正されました国民健康保険運営協議会において協議済みであることを申し添えます。

以上で、議案第1号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容説明を終わ

ります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宗島理仁君） 次に、議案第2号及び議案第3号の内容説明について、住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 議案第2号 白子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について内容説明いたします。

④説明資料をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

今回の制定につきましては、令和6年6月に交付された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子供を養育する家庭が月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件に問わず時間単位等で柔軟に利用できるこども誰でも通園制度が創設されました。

この制度は、児童福祉法上では乳児等通園支援事業とされ、同法第34条の16の規定により、当該事業を実施するためには、国が定める設備や運営に関する基準を条例で定めることとされていることから、国の定める基準に基づき本条例を新たに制定するものです。

なお、この条例の施行期日は、令和8年4月1日からです。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号 白子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について内容説明いたします。

同じく④説明資料の2ページと3ページをお願いいたします。

今回の制定につきましては、令和6年6月に交付された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による改正後の子ども・子育て支援法において、こども誰でも通園制度に対応した給付制度として、乳児等のための支援給付が創設され、令和8年4月から開始されます。

今給付制度の対象となる事業者は、町が条例により定めた基準に従い、乳児等通園支援を提供しなければならないことから、国の定める基準に基づき本条例を新たに制定するものです。

なお、この条例の施行期日は、令和8年4月1日からです。

以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

議案第2号及び議案第3号につきまして、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宗島理仁君） 次に、議案第4号の内容説明について、産業課長、田邊治幸君。

○産業課長（田邊治幸君） それでは、ファイルの④説明資料をご覧ください。

3ページをお願いいたします。

議案第4号 白子町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

今回の改正は、気象庁が発表する異常乾燥注意報が乾燥注意報へ呼称変更されたことから、本条例の文言を現行の呼称に修正し、併せて消火機器の例示列举を見直し、実態に即した包括表現とするとともに、申請書及び許可書の様式を条例から規則へ移し、事務処理の柔軟性を確保するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、条例の施行期日は、公布の日からでございます。

また、参考として新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

以上で、議案第4号 白子町火入れに関する条例の一部を改正する条例の内容説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 次に、議案第5号ないし議案第8号の内容説明について、総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） 初めに、議案第5号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

④説明資料のファイルの3ページをご覧ください。

人事院勧告に基づく国家公務員及び千葉県等の給与制度アップデートに伴い、給料表及び諸手当に関する改正を行うものです。

改正概要は、（1）の給料表の改定で、主に初任給及び若年層に重点を置いた上で、全ての級・号給について給料月額を引き上げ、大卒、初任給でプラス1万2,000円、高卒、初任給で1万2,200円で、平均改定率は3.3%となります。

また、（2）期末勤勉手当の改正は、一般職員及び会計年度任用職員、定年前再任用短期時間勤務職員の期末勤勉手当合わせまして、年間支給月数を0.05か月分、特定任期職員については0.25か月分引き上げ、改正するものでございます。

（3）通勤手当の改正は、アの令和7年4月1日から普通自動車等使用者及び原動機付自転車等使用者に対する通勤手当を使用距離区分に応じて10円から2,800円までの幅で引き上げるものです。

イの令和8年4月1日から100キロ以上を上限とする新たな距離区分を新設するものです。

(4) 地域手当は、支給割合を2%から4%に改定するものです。

この条例は、(1) (3) のアについては、令和7年4月1日より施行し、(2) の令和7年12月期の支給割合については、令和7年12月1日より施行し、(2) の令和8年度以降の支給割合、(3) のイ、(4) については、令和8年4月1日より施行します。

改定条文については、⑦新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

以上で、議案第5号の内容説明を終わります。

次に、議案第6号 白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

④説明資料の4ページをご覧ください。

国、千葉県及び一般職の職員の給与を改定内容に順じて、特別職の職員の期末手当支給月数の引上げのため所要の改正を行うものです。

第1条関係では、12月期の支給月数を2.30から2.35月に引き上げ、第2条関係では、次年度以降の6月期、12月期の支給月数をそれぞれ2.325月とし、年間支給月数を4.60月から4.65月に改正するものでございます。

この条例は、第1条の公布の日より施行し、第2条は令和8年4月1日より施行します。

なお、改正条例につきましては、⑦新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

以上で、議案第6号の内容説明を終わります。

次に、議案第7号 白子町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

④説明資料の5ページをご覧ください。

今回の改正は、地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、条ずれが生じたため、引用条項の改正を行うものです。

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日、令和8年9月24日より施行します。

改正条例につきましては、⑦新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

以上で、議案第7号の内容説明を終わります。

次に、議案第8号 白子町地域防災計画の改定について内容説明いたします。

恐れ入りますが、④提出資料の5ページをご参照ください。

白子町地域防災計画の改定につきましては、災害対策基本法第42条の規定に基づき、現行の白子町地域防災計画が平成30年3月に修正した以降に、令和元年の房総半島台風及び東日本台風など大規模災害の教訓を踏まえて、国や県において改正法令の改正や上位計画の改正されたことから、整合を図るとともに、町が取り組んできた防災計画などを反映させるため、その内容を改正するものでございます。

以上で、議案第5号から議案第8号まで、4議案の内容説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宗島理仁君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより議案第1号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） まず、今回の子ども・子育て支援金が入るということで、今回の改正により町の国保の加入世帯では、どの程度の負担増になるのか伺います。

それからもう1点、国保は収入の少ない世帯が多く加入しておりまして、収入の少ない人が収入の多い人より負担が増えるというようなことが起こり得ると思われれます。今でも負担が重い国保は、現在の保険税に対する負担増額の比率が高く、逆進性が強まるとも言われていますが、この点はどうでしょうか。

○議長（宗島理仁君） 税務課長、田邊健治君。

○税務課長（田邊健治君） 市川議員の質問に対してお答えいたします。

まず、課税の見込額はということですが、対象のほうなんです、基本的には国民健康被保険者全員ということとなります。金額のほうなんです、均等割、所得割、見込みまして、あと、18歳以上の均等割合わせて790万程度見込んでございます。

なお、令和8年2月に試算をしましたが、そのときには加入世帯が1,868世帯、被保険者2,763人で試算をしております。

また、軽減等につきましては、内容説明のときに申し上げましたが、第23条中軽減の7割、5割、2割のほうを明記してございますが、政令のほうが公布され次第、それに追いかけるような形で整備のほうを行う予定となっておりますので、3区分に合わせまして子ども・子育て分についても、その軽減対象とするような形でその低所得者層等に対応していければと思っております。

なお、先ほど申し上げたとおり、23条の中でその低所得者層について相応分の軽減等を行

っておりますので、そこにて対応するような形となります。

以上でございます。

○議長（宗島理仁君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 分かりました。ただ、やはり国保は先ほども言いましたように、低所得者世帯が非常に多いということで、今回は政令が定まったところで対応するということで、そうしますと専決処分で行うということでよろしいのでしょうか。

○議長（宗島理仁君） 税務課長、田邊健治君。

○税務課長（田邊健治君） 市川議員のおっしゃられるとおりで予定をしております。

例年医療費等の改正が行われておりますので、それに合わせて行うことを予定しております。

以上でございます。

○議長（宗島理仁君） ほかに質疑ありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 私は、国民健康保険税条例一部改正について反対の立場から討論します。

子ども・子育て支援の充実は重要です。しかしながら、今回の制度は医療保険税に上乗せして徴収する仕組みとなっており、国民健康保険加入者の負担増につながるものです。国民健康保険はもともと所得の低い方や高齢者が多く加入しており、さらなる負担を求めることには慎重であるべきだと考えます。子育ては、社会全体で支えるべき課題であり、本来は国の責任で、公費によって財源を確保すべきものです。今回の負担の在り方については課題があると考え、本議案には反対するものです。

○議長（宗島理仁君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

議案第1号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛

成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 白子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑を行います。

14番市川隆子君。

○14番(市川隆子君) すみません。先ほど一般質問もやらせてもらったんですけども、その中でちょっと聞けていない部分があったので、全国どこからでも契約できる直接契約というふうに伺っているわけですが、契約はどのような方法で行われるのか、また、利用料の徴収方法はどのようになるのか伺います。

○議長(宗島理仁君) 住民課長、増井角栄君。

○住民課長(増井角栄君) 契約につきましては、これから規則とか定めていった上で個々に事業者と契約する形になります。所在市町村の規則に基づいての契約となると思います。

あと、利用料の徴収方法につきましては、事前の徴収となると思われます。

以上です。

○議長(宗島理仁君) ほかに質疑はありませんか。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 白子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は議案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 白子町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番(市川隆子君) 私は議案第6号に対し反対の立場から討論します。

今回の改定は人事院勧告を踏まえたものですが、現在物価高騰が続いており、町民生活は大変厳しい状況にあります。このような中で特別職の報酬を引き上げることは、町民の理解を十分得られる状況にはないと考えます。

町民生活に寄り添う立場から、今回の特別職の報酬引上げには賛成できないことを申し上げまして、反対討論とします。

○議長(宗島理仁君) ほかにありませんか。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

議案第6号 白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 白子町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 白子町地域防災計画の改定について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は議案のとおり可決されました。

◎議案第9号～議案第14号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宗島理仁君） 日程第26、議案第9号 令和7年度白子町一般会計第8回歳入歳出補正予算についてないし日程第31、議案第14号 令和7年度白子町ガス事業特別会計第3回歳入歳出補正予算についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 引き続き議案について説明をいたします。

議案第9号 令和7年度白子町一般会計第8回歳入歳出補正予算について、詳細は企画財政課長より内容説明をいたします。

次に、議案第10号 令和7年度白子町国民健康保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について、詳細は住民課長より内容説明をいたします。

続いて、議案第11号 令和7年度白子町後期高齢者事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について、こちらも詳細は住民課長より内容説明をいたします。

続いて、議案第12号 令和7年度白子町介護保険事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について、詳細は健康福祉課長より内容説明をいたします。

続いて、議案第13号 令和7年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について、詳細は環境課長より内容説明いたします。

続いて、議案第14号 令和7年度白子町ガス事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について、詳細はガス事業所長より内容説明いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第9号の内容説明について、企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） それでは、議案第9号 令和7年度白子町一般会計第8回歳入歳出補正予算について内容説明いたします。

⑨議案9、最終補正予算書一般会計のファイル2ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ9,716万8,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ64億6,980万1,000円とし、併せて繰越明許費の追加及び地方債の変更を行うものでございます。

初めに、繰越明許費についてご説明いたしますので、8ページをご覧ください。

繰越明許費は、2款総務費、1項総務管理費、移住定住施策推進事業400万、情報化推進事業1,005万4,000円、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳総務事業184万8,000円。

6款商工費、1項商工費、DMO活動支援事業1,042万4,000円の4事業を合わせて2,632万6,000円について年度内完了が見込めないため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、地方債の変更等についてご説明いたします。

県営農村地域防災減災事業を3,070万円減の1,680万円に、道路整備事業を680万円減の750万円に、緊急防災・減災事業を90万円減の4億5,530万円に、脱炭素推進事業を2,700万円減の8,050万円に、それぞれ事業費の確定などにより変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

それでは、続きまして、歳入歳出の内容についてご説明させていただきます。

初めに、歳出より主なものにつきまして説明させていただきますので、22ページをご覧ください。

2款総務費、1項1目の一般管理費の減は、防犯関係事業の減、特別職人件費の減が主なものでございます。

23ページをご覧ください。

5目財産管理費の減は、24ページの財産管理事業の減が主なものでございます。

6目企画費の減は、会計年度任用職員人件費の減、25ページの地域おこし事業の減、自治体DX推進事業の減が主なものでございます。

8目防災行政無線費の減は、防災行政無線維持管理事業の減、9目情報化推進費の減は、情報化推進事業の減が主なものでございます。

少し飛びまして、34ページをご覧ください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費は、重度心身障害者医療給付事業の減、自立支援事業の増、35ページの自立支援医療給付事業の減、福祉タクシー事業の減が主なものでございます。

37ページをご覧ください。

4目国民健康保険費の減は、国民健康保険支援事業の減、6目後期高齢者医療費の減は、後期高齢者医療支援事業の減が主なものでございます。

38ページをお願いいたします。

2項1目児童福祉総務費の減は、子育て支援事業、39ページの病児・病後児保育事業の減が主なものでございます。

2目児童福祉施設費は、40ページの保育所児童福祉施設事業の減が主なものでございます。

3目児童措置費の減は、41ページの児童措置事業、ひとり親家庭医療費等給付事業及び子ども医療費助成事業の減が主なものでございます。

43ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項2目予防費の減は、予防接種事業、母子保健事業の減、44ページの子ども・子育て支援事業の減が主なものでございます。

4目環境衛生費の減は、美しいまちづくり推進事業の減によるものでございます。

45ページをご覧ください。

5目公害対策費の減は、小型合併処理浄化槽設置整備事業の減によるものでございます。

6目健康管理費の減は、健康増進事業の減によるものです。

47ページをお願いいたします。

2項1目清掃総務費の減は、ごみ減量化事業の減によるものです。

49ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費の減は、50ページの農業振興事業、水田農業構造改革対策事業及び新規就農者育成総合対策事業の減が主なものでございます。

51ページをお願いいたします。

5目農地費の減は、土地改良総務事業及び県営農村地域防災減災事業の減が主なものでございます。

52ページをご覧ください。

6款商工費、1項2目商工業振興費では、家庭用LED照明器具等購入事業補助金の増、ふるさと産品開発事業費補助金の減が主なものでございます。

53ページをお願いいたします。

3目観光費の増は、DMO支援事業の増によるものでございます。

56ページをご覧ください。

7款土木費、1項2目地籍調査費の減は、用地管理事業の減によるものでございます。

57ページをお願いします。

2項1目道路維持費の減は、道路維持補修事業の減が主なものでございます。

2目道路新設改良費の減は、58ページの道路新設改良事業の減が主なものでございます。

60ページをお願いします。

4項2目住宅建設費の減は、住宅対策総務事業の減が主なものでございます。

61ページをお願いします。

8款消防費、1項3目災害対策費の減は、災害対策事業の減が主なものでございます。

62ページをご覧ください。

9款教育費、1項1目教育委員会費の減は、教育委員会総務事業の減が主なものでございます。

64ページをお願いします。

2項1目学校管理費の減は、小学校管理運営事業の減が主なものでございます。

66ページをお願いします。

3項1目学校管理費の減は、中学校管理運営事業及び中学校生徒援助事業の減が主なものでございます。

69ページをお願いします。

4 項 4 目文化財保護費の減は、文化財保護・保存事業の減が主なものでございます。

5 目青少年センター施設費の減は、青少年センター改修事業の減が主なものでございます。

続いて、72ページをお願いします。

11款公債費、1 項 2 目利子の減は、起債の発行状況及び実際の発行利率の確定に伴い、当初見込額との差異が生じたため、利子を減額するものでございます。

73ページをお願いします。

12款諸支出金、3 項 1 目積立金の増は、財政調整基金積立金として地方財政法の規定に基づき、過去 2 年間分の繰越金に応じた余剰金を積み立てるものでございます。

75ページをお願いします。

5 項 1 目積立金の増は、今後の起債償還金の増に備えるため、減債基金の積立てを行うものでございます。

少し飛びまして、80ページをお願いします。

10項 1 目積立金は、公共施設整備基金として、毎年5,000万円を目標に積立てを行うものでございます。

以上が歳出の主なものでございます。

次に、歳入について主なものを説明いたしますので、11ページにお戻りください。

1 款町税は、2 項固定資産税を除くそれ以外の 1 項町民税から 6 項入湯税まで増額を見込み、全体として5,698万7,000円の増となっております。

12ページをお願いいたします。

3 款利子交付金は、決算見込みにより計上しております。

11款地方交付税は、確定値により増額いたしました。

13款分担金及び負担金は、実績見込みにより追加補正を行いました。

13ページをお願いします。

15款国庫支出金、1 項国庫負担金の増は、1 目民生費国庫負担金の増が主なものでございます。

2 項国庫補助金は、1 目総務費国庫補助金及び14ページの 2 目民生費国庫補助金の増、3 目衛生費国庫補助金、4 目土木費国庫補助金及び教育費国庫補助金の減が主なものでございます。

15ページをお願いいたします。

16款県支出金、1項県負担金の減は、1目民生費県負担金、3目国民健康保険保険基盤安定県負担金及び4目後期高齢者医療費保険基盤安定県負担金の減が主なものでございます。

16ページをお願いいたします。

2項県補助金の減は、2目民生費県補助金、3目衛生費県補助金、4目農林水産業費県補助金、7目消防費県補助金及び17ページの教育費県補助金の減が主なものでございます。

17款財産収入、1項2目利子及び配当金は、基金利子の見込みの増によるものでございます。

18款寄附金、1項1目一般寄附金、2目ふるさと応援寄附金は、善意のご寄附をいただいたものでございます。

18ページをご覧ください。

19款繰入金、1項基金繰入金の減は、1目財政調整基金繰入金、2目減債基金繰入金は、税収及び地方交付税などの歳入増が見込まれること、また、事務事業の確定に伴い歳出見込みが減額となりましたことに伴い、繰り入れる金額が減少したことによるものでございます。

また、3目公共施設整備基金繰入金、5目ふるさとしらこ応援基金繰入金の減は、基金の充当先となる事務事業費の確定見込みに伴い減額するものでございます。

20款繰越金は、確定した前年度繰越金の今年度予算末計上分を計上するものでございます。

21款諸収入は、1項延滞金加算金及び過料から4項雑入まで、当該各項目の実績見込みによるものでございます。

20ページをお願いいたします。

22款町債については、冒頭に説明いたしましたので省略させていただきます。

以上が歳出を賄う歳入の主なものとなります。

なお、81ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、ご参照ください。

以上、議案第9号の内容説明をさせていただきました。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君）　ここで休憩いたします。

再開は4時35分といたします。

休憩　午後　4時27分

再開　午後　4時35分

○議長（宗島理仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議を、議事の都合により延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は延長することに決定いたしました。

次に、議案第10号及び議案第11号の内容説明について、住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 議案第10号 令和7年度白子町国民健康保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について内容説明いたします。

補正予算書⑩議案10、最終補正予算書、国保特会の2ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,833万円とするものです。

主な内容を歳出よりご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

1款総務費45万6,000円の増額は、給与改定による人件費の増額等によるものです。

10ページの2款保険給付費、11ページの3款国民健康保険事業納付金、12ページの5款保健事業費につきましては、特定財源の更正のみとなっております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

4款県支出金2,410万円の減額は、普通交付金と特定健康診査等負担金の額が確定したことによるものです。

6款繰入金1,143万5,000円の減額は、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分や財政安定化支援事業繰入金などの額が確定したことによるものです。

7款繰越金3,543万4,000円の増額は、前年度繰越金となります。

8ページをお願いいたします。

8款諸収入54万9,000円の増額は、特定健康診査等負担金の過年度返還金によるものです。なお、14ページ以降に給与費明細書を添付してございますのでご参照ください。

以上で、国民健康保険事業特別会計第2回補正予算の内容説明を終わります。

続きまして、議案第11号 令和7年度白子町後期高齢者事業特別会計第2回歳入歳出補正

予算について内容説明いたします。

⑪の議案11、最終補正予算書、後期特会の2ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ965万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,624万2,000円とするものです。

歳出からご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金960万円の増額は、保険料確定による広域連合への納付金と基盤安定拠出金の額の確定によるものです。

続きまして、その財源となります歳入についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料1,357万7,000円の増額は、広域連合が算出した保険料額を計上したのですが、保険料が当初見込みより増額したことによるものです。

3款繰入金392万7,000円の減額は、保険料軽減額を賄います保険基盤安定繰入金の額が確定したことによるものです。

以上、後期高齢者事業特別会計第2回補正予算の内容説明を終わります。

議案第10号及び第11号につきましてご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 次に、議案第12号の内容説明について、健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） 議案第12号 令和7年度白子町介護保険事業特別会計第3回歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。

資料⑫議案12、最終補正予算書、介護特会の2ページをご覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ545万7,000円を増額し、総額を15億280万5,000円とするものです。

初めに、歳出よりご説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費112万2,000円の増額補正です。こちらは職員及び会計年度任用職員の期末勤勉手当の増に伴う人件費の増であります。

続きまして、10ページをご覧ください。

3項介護認定審査会等費、2目介護認定調査等費150万円の減額補正です。こちらは、主治医意見書作成料及び認定調査委託料の減であります。

続きまして、11ページをご覧ください。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、3 目施設介護サービス給付費1,500万円の増額補正です。こちらは施設介護サービスの給付費の増額であります。

続きまして、12ページをご覧ください。

8 目高額介護サービス等費20万円の増額補正です。こちらは高額介護サービス給付費等の増であります。

続いて、10目地域密着型介護・介護予防サービス給付費1,000万円の減額補正です。こちらは地域密着型介護サービス給付費の減であります。

続きまして、13ページをご覧ください。

4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費等準備基金積立金50万円の増額補正でございますが、こちらは介護給付等準備基金積立金になります。

続きまして、17ページをご覧ください。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金 3 万5,000円の増です。こちらは介護給付費県負担金の返還金でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、7 ページにお戻りください。

3 款国庫支出金から 7 款 1 項 4 目低所得者保険料軽減繰入金までにつきましては、歳出の 2 款保険給付費及び 5 款地域支援事業費に係るそれぞれの負担割合に応じて修正してございます。

続きまして、7 款 1 項 5 目その他一般会計繰入金27万8,000円の減は、職員給与費等繰入金の減額によるものです。

続きまして、8 ページをご覧ください。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金3,253万5,000円の減ですが、基金からの繰入れは、保険給付費等に不足が生じなかったため減額いたしました。

続きまして、8 款 1 項 1 目繰越金3,420万3,000円の増は、令和 7 年度の繰越金でございます。

以上、令和 7 年度介護保険事業特別会計第 3 回補正予算の説明といたします。

なお、18ページ以降に給与費明細書を添付してございますのでご参照ください。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宗島理仁君） 次に、議案第13号の内容説明について、環境課長、金坂潤一君。

○環境課長（金坂潤一君） 議案第13号 令和7年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第1回歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。

⑬議案13、最終補正予算書ファイルの2ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算総額に歳入歳出それぞれ296万4,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億1,700万3,000円とするものでございます。

初めに、歳出についてご説明いたしますので、予算書8ページをお願いいたします。

1款総務費、一般管理費110万3,000円の減額は、会計年度任用職員の人件費の更正による減額となります。

続いて、9ページをお願いします。

2項1目維持管理費186万1,000円の減額ですけれども、こちらは光熱費の減及び工事請負費の入札差金による減額となります。

続きまして、歳入のご説明をいたします。

恐れ入ります、7ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金133万6,000円の減額は、新規加入者数の減による負担金の減額でございます。

続きまして、2款使用料及び手数料50万円の減額は、休止件数の増額による使用料の減額でございます。

続きまして、3款繰入金一般会計からの繰入金ですけれども、112万8,000円の減額をするものでございます。

なお、一般会計補正予算繰出金については同額を計上しておりますことを申し添えます。

以上で、白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第1回歳入歳出補正予算の内容説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 次に、議案第14号の内容説明について、ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 議案第14号 令和7年度白子町ガス事業特別会計第3回歳入歳出補正予算の内容説明をいたしますので、番号⑭番、ガス事業予算書の2ページをご覧ください。

初めに、今回の補正につきましては、人事院勧告に基づく職員給与及び手当に係る内容の補正のみとなります。

それでは、第2条の収益的収入及び支出から、収入につきましては増減はございません。

次に、支出より、1 款ガス事業費用からは83万7,000円の増額により 3 億957万7,000円とするものでございます。

また、第3条の資本的収入及び支出につきましては、職員給与及び手当の労務費振替として建設改良費を60万円増額し9,100万2,000円とするものでございます。

続きまして、3 ページの実施計画をご覧ください。

収益的収入及び支出の支出におきまして、1 款ガス事業費用、2 項供給販売費では35万円を増額し 1 億3,600万4,000円とし、4 ページの3 項一般管理費では47万2,000円を増額し3,499万3,000円、4 項営業雑費用では労務費振替として1 目受注工事原価を 1 万5,000円増額し1,147万5,000円とするものです。

次に、資本的収入及び支出についてでございますが、供給販売費からの労務費振替分として、1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目導管を60万円増額し6,604万円とするものです。

以上で、令和7年度白子町ガス事業特別会計第3回歳入歳出補正予算の内容説明を終わります。

なお、5 ページ以降に給与費明細書等を添付してございますのでご参照願います。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宗島理仁君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより議案第9号 令和7年度白子町一般会計第8回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

7 番大多和正夫君。

○7 番（大多和正夫君） ちょっと今まだページが出ないんですけれども、51ページの南白亀の関係の排水機の関係で、ちょっとまだページが出ていないので金額がすぐ出ない、三千何百万円減額になっていますけれども、この辺はどういう事情なのか、工事は進んでおるのかそれとも止まっているのか、どういう状況で減額になっているのかちょっと説明を願いたいと思います。

○議長（宗島理仁君） 産業課長、田邊治幸君。

○産業課長（田邊治幸君） 補正予算書の51ページの一番下の18節負担金補助及び交付金の減災防災事業負担金のマイナス3,400万8,000円のことでよろしいでしょうか。

これは今、県のほうで工事をしております南白亀の排水機場の負担金ということでございます。それで、令和7年度の当初は負担金ということで予算計上したところなんですけれども、急遽国のほうから予算がついたということで、県のほうで6年度予算に計上してくれと、

それが3月の話でして、既にその3月補正計上するに当たってもう7年度予算も組んでありまして、結局その補正で組んだ分をすぐ7年度に繰り越したと。7年度は7年度で当初予算で要求していましたので、結局重複しているという形になってしまったもので、7年度分をマイナス3,000万円ということでございます。

事業につきましては、今年度除じん機と排水ポンプ、一応設置完了予定ということで、その繰り越した予算を県のほうに負担金として支払う予定でございます。

以上でございます。

○議長（宗島理仁君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） ありがとうございます。

基本的には、工事は計画どおり進んでおるという考えでよろしいですか。

それと、この工事は最終的に令和8年度に終わるといような考えで聞いているんですけども、その計画どおりいっているのかどうか、その辺の回答を願いたいと思います。

○議長（宗島理仁君） 産業課長、田邊治幸君。

○産業課長（田邊治幸君） まず進捗状況ですが、除じん機と排水ポンプは予定どおり今年度完了する予定でございます。

議員おっしゃるとおり、当初は令和8年度完了予定ということで、計画を県のほうでしておったわけなんですけれども、最終的に事業期間が延びまして、県のほうでも最終的にいつ完了というはっきりとした回答がまだ得られていない状況でございます。

事業をするに当たって、いろいろな問題が多分あったんだろうということですが、結果的には8年度には完了しないという報告は受けております。

以上でございます。

○議長（宗島理仁君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） 議員の中にも南白亀地区で大規模にやっている方もおりますけれども、私も南白亀の農家の方からも結構言われています、いつ終わるんだと。やはり、水田の関係であそこが完成するかしないかで非常にいろんな条件的な面が出ますので、とにかく県のほうに早急に完成を目指すような形で、強い形で要請等をしていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（宗島理仁君） ほかに質疑ありませんか。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 1点、69ページになりますけれども、文化財の保護費1,500万

3,000円のうちの半分以上、800万円が更正をされていますけれども、これ、県の支出金が更正されたということは、県の指定の文化財の何かがやらなかった、やれなかったということなんでしょうか。この辺の詳細をお願いします。

○議長（宗島理仁君） 生涯学習課長、渡邊 昭君。

○生涯学習課長（渡邊 昭君） 大多和議員のご質問にお答えいたします。

まず、この文化財保存事業の補助金の800万円なんですけれども、こちらにつきましては県の指定文化財であります白子神社の本殿の改修工事に伴う補助金でございます。

こちらなんですけれども、当初県から町への補助金と町の補助金を合わせて白子神社のほうに支出をする予定でございました。しかしながら、県のほうから市町村事務の軽減を図るために800万円の補助金は直接白子神社のほうに県から支払うという流れになりましたので、その関係で支出のほうは800万円の減額をさせていただいてもらっております。

また、あわせて歳入のほうも同時に800万円が入ってくる見込みでありましたけれども、そちらのほうも合わせて減額となっております。

説明は以上となります。

○議長（宗島理仁君） ほかに質疑ありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和7年度白子町国民健康保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和7年度白子町後期高齢者事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第11号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和7年度白子町介護保険事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第12号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和7年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第13号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和7年度白子町ガス事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第14号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎休会の件

○議長（宗島理仁君） 日程第32、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日３月７日から３月18日までを、特別委員会の開催及び議案審査のため休会にしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、明日３月７日から３月18日までを休会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（宗島理仁君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

３月19日は定刻より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散会 午後 ５時０１分

令和8年第1回白子町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和8年3月19日（木）午前10時開議

- 日程第 1 議案第15号 令和8年度白子町一般会計歳入歳出予算について
- 日程第 2 議案第16号 令和8年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 3 議案第17号 令和8年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 4 議案第18号 令和8年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 5 議案第19号 令和8年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 6 議案第20号 令和8年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について
- 追加日程第1 諸般の報告
- 追加日程第2 議案第21号 令和7年度白子町一般会計第9回歳入歳出補正予算について

本日の会議に付した事件

日程第1から追加日程第2まで議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	大 塚 貴 充 君	2 番	前 田 充 浩 君
3 番	秋 葉 広 行 君	4 番	高 山 隆 一 君
5 番	長 島 誠 一 君	6 番	今 井 滋 則 君
7 番	大多和 正 夫 君	8 番	梅 澤 哲 夫 君
9 番	宗 島 理 仁 君	10 番	酒 井 良 信 君
11 番	今 関 勝 巳 君	12 番	大多和 正 之 君
13 番	大多和 秀 一 君	14 番	市 川 隆 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	緑 川 輝 男 君	教 育 長	太田和 晴 彦 君
総 務 課 長	齊 藤 貴 人 君	企画財政課長	齊 藤 雄 君
税 務 課 長	田 邊 健 治 君	建 設 課 長	石 井 宏 樹 君
産 業 課 長	田 邊 治 幸 君	商工観光課長	北 田 和 弘 君
健康福祉課長	片 岡 秀 樹 君	環 境 課 長	金 坂 潤 一 君
住 民 課 長	増 井 角 栄 君	ガス事業所長	緑 川 栄 治 君
会 計 管 理 者	三 橋 久美子 君	教 育 課 長	岩 本 洋 之 君
生涯学習課長	渡 邊 昭 君	学 校 給 食 センター所長	緑 川 昌 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長	高 橋 庸 行	書 記	長谷川 由 紀
書 記	篠 崎 勇 祐	書 記	森 蓮
書 記	白 川 大 貴	書 記	高 橋 聖 矢
書 記	代 市 光		

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（宗島理仁君） 直ちに本日の会議を開きます。

ここで議会運営委員会の開催のため、休憩いたします。

再開は、10時20分といたします。

休憩 午前 10 時 00 分

再開 午前 10 時 20 分

○議長（宗島理仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の件

○議長（宗島理仁君） お諮りいたします。

お手許に配布した議題を日程に追加し、追加日程第1、諸般の報告、追加日程第2、議案第21号 令和7年度白子町一般会計第9回歳入歳出補正予算についてを議題にしたいと思いをします。これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1として諸般の報告、追加日程第2として議案第21号 令和7年度白子町一般会計第9回歳入歳出補正予算についてを議題とすることに決定いたします。

◎諸般の報告

○議長（宗島理仁君） 追加日程第1、諸般の報告を申し上げます。長生郡市広域市町村圏組

合から、令和 8 年度長生郡市広域市町村圏組合歳入歳出予算書の提出がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、監査委員から住民監査請求の結果通知がありました。お手許に配布の文書によりご了承ください。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 21 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宗島理仁君） 追加日程第 2、議案第 21 号 令和 7 年度白子町一般会計第 9 回歳入歳出補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） それでは、追加日程でお願いします議案第 21 号について説明いたします。

議案第 21 号 令和 7 年度白子町一般会計第 9 回歳入歳出補正予算について。詳細は企画財政課長より内容説明いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 続いて、内容説明を求めます。

企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） それでは、議案第 21 号 令和 7 年度白子町一般会計第 9 回歳入歳出補正予算につきまして、内容説明させていただきます。

③補正予算書追加のファイル 2 ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額については増減なしとし、3 月 6 日に議決いただきました第 8 回歳入歳出補正予算書のとおりでございますが、繰越明許費の追加補正を行うものでございます。

3 ページをお願いいたします。

第 1 表、繰越明許費の補正でございます。1 項目の追加でございます。2 款総務費、1 項総務管理費、防災行政無線維持管理事業 2 億 7,060 万円につきましては、防災行政無線屋外拡声子局更新工事において、屋外拡声子局設置箇所の調整に不測の日数を要したため、年

度内完了が見込めないため、翌年度に繰り越すものでございます。

以上で議案第21号の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 以上で、内容説明が終了いたしました。

これより、議案第21号 令和7年度白子町一般会計第9回歳入歳出補正予算について、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第21号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号～議案第20号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（宗島理仁君） 日程第1、議案第15号 令和8年度白子町一般会計歳入歳出予算について、ないし日程第6、議案第20号 令和8年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算についてを一括議題といたします。

ただいま議題としました6議案は、先日の会議において予算審査特別委員会に付託しております。ここで予算審査特別委員会の審査経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、梅澤哲夫君。

○予算審査特別委員会委員長（梅澤哲夫君） それでは、本予算審査特別委員会に付託されました令和8年度白子町一般会計及び5事業特別会計歳入歳出予算について、審査の経過と結果について報告します。

本予算審査特別委員会は、3月6日の第1回定例会初日に議長を除く議員13名をもって構

成される形で設置され、同時に令和８年度白子町一般会計及び５事業特別会計歳入歳出予算について審査が付託されました。

審査会の会議については、第１回定例会会期中の３月９日及び１２日の２日間に委員会を開催し、執行部からの説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

まず、議案第１５号 令和８年度白子町一般会計歳入歳出予算について報告いたします。

詳細は報告書を参照していただきたいと思いますと思いますが、会議において所属委員より各課へ質疑、意見等がありました。これらに対し、執行部からの説明や回答がありました。

以上を踏まえ、採決の結果、賛成多数によりまして、本委員会は令和８年度白子町一般会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきものと結論に達したことを報告します。

次に、議案第１６号 令和８年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について報告いたします。

詳細は報告書を参考にいただきたいと思います。会議において所属委員より各課等へ質疑、意見等がありました。これに対し、執行部からの説明や回答がありました。

以上を踏まえ、採決の結果、賛成多数によりまして、本委員会は令和８年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきものと結論に達したことを報告します。

次に、議案第１７号 令和８年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について報告いたします。

詳細は報告書を参照していただきたいと思います。会議において執行部からの説明がありました。所属委員からは、質疑、意見等はありませんでした。

以上を踏まえ、採決の結果、賛成多数によりまして、本委員会は令和８年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきものと結論に達したことを報告いたします。

次に、議案第１８号 令和８年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について報告いたします。

詳細は報告書を参照していただきたいと思います。会議において所属委員より各課等へ質疑、意見等がありました。これに対し、執行部からの説明や回答がありました。

以上を踏まえ、採決の結果、賛成多数によりまして、本委員会は令和８年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきものと結論に達したことを報告いたします。

次に、議案第19号 令和8年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について報告いたします。

詳細は報告書を参照していただきたいと思います。会議において所属委員より各課等へ質疑、意見等がありました。これに対し、執行部からの説明、回答がありました。

以上を踏まえ、採決の結果、賛成多数によりまして、本委員会は令和8年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきものと結論に達しましたことを報告いたします。

次に、議案第20号 令和8年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について報告いたします。

詳細は報告書を参照していただきたいと思います。会議において所属委員より各課等へ質疑、意見等がありました。これに対し、執行部からの説明、回答がありました。

以上を踏まえ、採決の結果、賛成全員によりまして、本委員会は令和8年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきものと結論に達しましたことを報告いたします。

令和8年3月19日、予算審査特別委員会委員長、梅澤哲夫。副委員長、大多和正夫。委員、市川隆子、大多和秀一、大多和正之、今関勝巳、酒井良信、今井滋則、長島誠一、高山隆一、秋葉広行、前田充浩、大塚貴充。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） ご苦労さまでした。

以上で、予算審査特別委員会委員長の報告を終了いたします。

これより、議案第15号 令和8年度白子町一般会計歳入歳出予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

4番高山隆一君。

高山議員、質疑はよろしいですか。

○4番（高山隆一君） 討論については……この後。

○議長（宗島理仁君） この後、行います。

○4番（高山隆一君） この後ですか。失礼いたしました。

○議長（宗島理仁君） じゃ、ほかに質疑ありますか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

4 番高山隆一君。

(ちなみにどっちですか、賛成、反対。賛成だと、反対のほうが先になるんですけども、どちらですかと呼ぶ声あり)

(私は反対です)

(反対ですか、ごめんなさいと呼ぶ声あり)

○4 番（高山隆一君） それでは、議案第15号 令和8年度白子町一般会計歳入歳出予算案に対する反対討論を行います。

予算とは単なる数字の集まりではなく、町の政策そのものを金額で表したものです。したがって、予算案の審査とは個別の支出項目の検討だけではなく、執行部の統治能力そのものを審査する行為でもあります。

現在、住民訴訟になっている元白子町地域プロジェクトマネジャーは、勤務時間の実に7割、約4か月にわたり職務を遂行せず、私的なインターネット閲覧に没頭していました。これは明らかに職務怠慢であり許されない行為であります。

本事案について、石井前町長は、職務を遂行しなかった期間の給与126万円を元職員に対し返還請求しました。これは当然の措置です。ところが、緑川町長は昨年11月、議会の議決も経ず、独断でこの債権を放棄しました。この点、地方自治法第96条第1項第10号は、権利を放棄することは議会の議決事件であると明確に定めています。したがって、この議決を経ない債権放棄は地方自治法に反し無効であります……

○議長（宗島理仁君） 高山議員、令和8年度の予算審査に関わる討論の内容ではないですので、もしこのまま続けるようであれば、ここで一旦中止をしてもらいたいんですけども。

○4 番（高山隆一君） 本件はあくまでも……。

(中止だよと呼ぶ声あり)

○4 番（高山隆一君） そうかもしれませんが、これはあくまでも議会は町民の代表として執行部に対し、厳しく対峙する責任があります。議会軽視を容認することは二元制の根幹を損なうものであり、議会の自己否定にほかなりません。

以上の理由から、本予算案に反対の意を表明し、討論を終わります。

○議長（宗島理仁君） ほかにありませんか。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 議案第15号 一般会計予算について、反対の立場から討論します。

本予算には、これまで複数の議員からも要望のあった白子中学校体育館への空調設備に向けた設計予算が計上されたこと、また学校給食の無償化の継続、さらに福祉タクシーに免許返納者も加え、チケット枚数の増や利用上限を上げるなど、町民生活に寄り添った施策が盛り込まれており、これらは評価するものです。一方で、高齢者の移動支援については、利用しやすさの面では、なお改善の余地があると思います。また、物価高騰が続く中で、町民生活は依然として厳しい状況にあります。

こうした課題を踏まえ、町民の暮らしにより一層寄り添った施策の充実を求め、本予算には反対します。

○議長（宗島理仁君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号 令和8年度白子町一般会計歳入歳出予算について採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号 令和8年度白子町一般会計歳入歳出予算について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、議案第15号 令和8年度白子町一般会計歳入歳出予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和8年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 議案第16号 国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場から討論します。

本予算は、子ども・子育て支援金が増加される仕組みが導入され、新たに子ども・子育て

て支援金分として上限が設けられます。家族が多い場合には中・低所得者でも賦課限度額に到達することも多く、国民健康保険加入者の新たな負担増となります。国民健康保険は所得の低い方や高齢者の加入が多い制度であり、これ以上の負担増は慎重であるべきと考えます。

子育て支援の重要性は十分理解するものの、その財源は本来公費で確保すべきものであり、保険料に上乗せする仕組みには課題があります。制度が県単位化されても、雇い主負担のないこの制度には、国の負担金が増えなければ基本は改善されません。

以上の理由から、本予算には反対します。

○議長（宗島理仁君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号 令和8年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号 令和8年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、議案第16号 令和8年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和8年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 議案第17号 後期高齢者事業特別会計予算について、反対の立場から討論します。

本制度は、千葉県後期高齢者広域連合で運営されているものですが、本予算には子ども・子育て支援金の導入により、高齢者の保険料にも新たな負担が生じることになります。年金

生活の高齢者にとっては僅かな負担であっても、影響は小さくありません。国保と同じようになりますが、子育て支援の財源は本来公費で確保すべきものであり、保険料に上乗せする仕組みには課題があります。

こうした負担増については慎重であるべきと考え、本予算には反対します。

○議長（宗島理仁君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号 令和8年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号 令和8年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、議案第17号 令和8年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和8年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 議案第18号 介護保険事業特別会計予算について、反対の立場から討論します。

高齢化が進む中で、介護保険制度の重要性はますます高まっており、必要なサービス確保に向けた取組は、積極的に進めなければなりません。事業が進められる中で、保険料や利用者負担は依然として重く、被保険者にとって厳しい状況が続いています。

さらに、町内の訪問介護事業所も4か所から、現在は1か所にまで減少しており、サービス提供体制の確保にも大きな課題があると考えます。安心して介護を受けられる体制を維持

するためには、事業所の確保や支援の強化が必要であり、より一層の公的責任が求められます。

以上の点から、本予算には反対します。

○議長（宗島理仁君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第18号 令和8年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号 令和8年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、議案第18号 令和8年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和8年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第19号 令和8年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号 令和8年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第19号 令和8年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和8年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第20号 令和8年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号 令和8年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第20号 令和8年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（宗島理仁君） 以上で、本定例会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって、令和8年度第1回白子町議会定例会を開会いたします。

閉会 午前10時52分